

社会経済環境変化に係る調査

要約

少子化・子ども 子育て支援

- 国は少子化を最大の危機と捉え、「こども未来戦略」に基づき経済的支援や共働き・共育での推進を強化しています。政策の重点を「量の拡大」から「質の確保・向上」へと転換し、こども誰でも通園制度やこども家庭センターの整備などを進めています。
- 東京都は国に先行して「チルドレンファースト」を掲げ、「018サポート」や保育料の無償化など手厚い経済支援を独自に実施しています。また、こどもの意見を政策へ反映する仕組みも重視し、ソフト面の支援も強化しています。

子どもの権利保障と こども・若者支援

- 国は、いじめや不登校、虐待など深刻な課題に対応し「こども基本法」を基盤に「こどもまんなか社会」の実現を目指します。こども家庭庁を司令塔に「こども大綱」に基づき、困難を抱える子ども・若者への支援を強化しています。
- 東京都は「東京都こども基本条例」に基づき、子どもの意見を政策に反映させる仕組みを重視しています。また、不登校の子どもへのフリースクール利用料助成やヤングケアラーへの相談支援、居場所のない若者のためのシェルター提供など、困難を抱える子ども・若者への具体的な支援を展開しています。

教育の質向上と 多様な学び

- 国は第4期教育振興基本計画や中教審答申に基づき、学校の働き方改革、ICTやAI等のデジタルの力を活用した個別最適な学びの実現、さらに急速な少子化に対応した高等教育システムの再構築などを強力に推進しています。
- 東京都は「こども基本条例」の基本理念の都民への浸透を図る出張ワークショップの実施、中高生向けサイト構築のほか、乳幼児から高校生までシームレスにグローバル感覚を育む機会創出や、思春期のメンタルヘルス増進に努めています。

ジェンダー平等と多様性

- 国は新しい資本主義のもとで女性の所得向上や起業を支援する一方、「地方創生2.0」を通じて、地域に根強く残る固定的な性別役割分担意識（アンコンシャス・バイアス）の解消や若い女性の地方流出防止を強力に推進しています。
- 東京都は、性別や国籍等の壁を越え誰もが自分らしく輝ける共生社会を目指し、「パートナーシップ宣誓制度」の効果的な運用や、日本語を母語としない親子に学習・居場所支援を行う「多文化キッズサロン」等を独自に展開しています。

少子化の危機的進行

少子化は国が「我が国が直面する最大の危機」と位置付ける構造課題である。令和6年の出生数は68万6,173人、合計特殊出生率は1.15で、いずれも過去最低水準となっており、危機的状況が鮮明となっている。

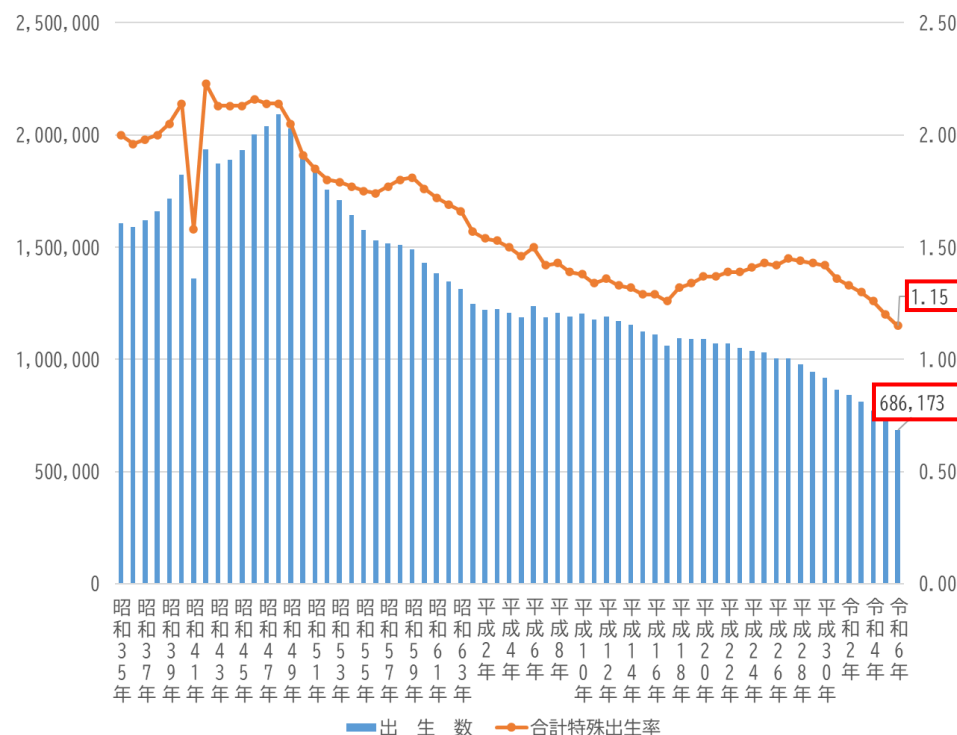
背景には、若年人口そのものの減少に加え、婚姻件数の減少、未婚化・晩婚化、晩産化の進行が重なっている。

若年人口が急減する2030年代に入るまでがラストチャンスとされ、2030年までに少子化の流れを反転できなければ人口減少に歯止めをかけることが難しくなるとされている。

また、生産年齢人口は今後20年で約1,500万人弱減少する見込みであり、少子化は福祉分野だけでなく、担い手不足、地域経済の縮小、社会保障の持続可能性、税財政基盤の弱体化、国際的な経済的地位の低下にも直結する。

こども政策は将来世代支援にとどまらず、地域社会そのものの基盤を守る政策として捉える必要がある。

図1-1-1 出生数と合計特殊出生率



厚生労働省「令和6年（2024）人口動態統計月報年系（概数）の概況」

結婚・出産・子育ての希望を阻む要因

少子化の背景には、若者に希望がないというより、希望を実現する条件が十分でないことがある。

未婚者のうち「いずれ結婚するつもり」と答えた割合は、2021年時点でも男性81.4%、女性84.3%と高い一方、2023年の婚姻件数は47万4,741組まで減少している。独身でいる理由では「適当な相手にまだめぐり会わない」が最も多く、男性では「結婚資金が足りない」も大きな理由となっている。

また、第1子出産前後の女性の就業継続率は69.5%まで上昇しており、共働きは一般化しているが、家事・育児負担は依然として女性に偏りやすい。夫の家事・育児時間が長いほど、妻の就業継続率や第2子以降の出生割合が高いことも示されている。

男性の育児休業取得率は2023年度30.1%まで上昇したが、取得しない理由には「収入を減らしたくない」39.9%、「職場が取得しづらい雰囲気」22.5%、「自分にしかできない仕事がある」22.0%などがあり、経済的不安や職場慣行が結婚・出産・子育ての希望実現を妨げている。

図1-1-2 夫の平日の家事・育児時間別にみた妻の出産前後の就業継続割合

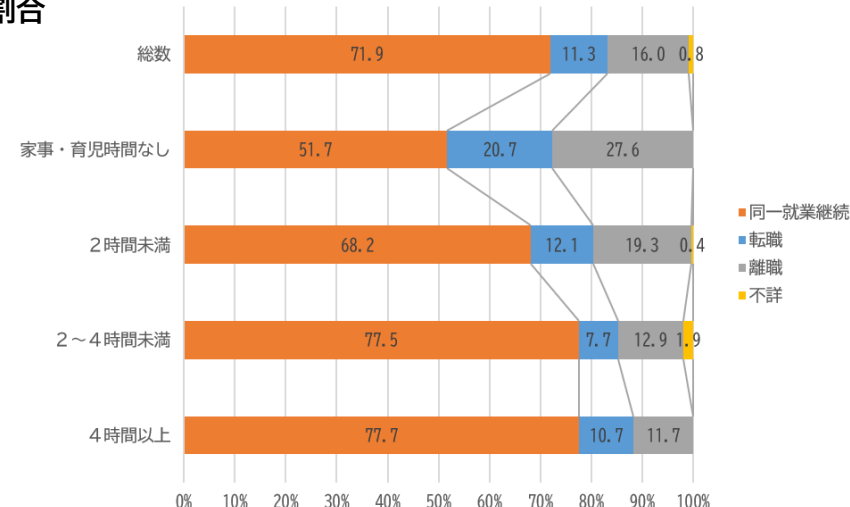
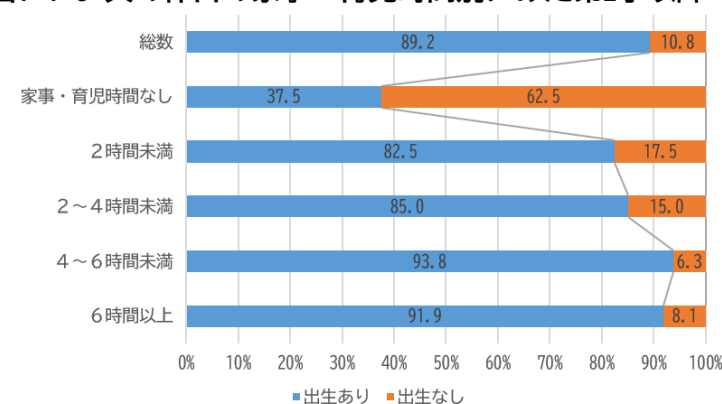


図1-1-3 夫の休日の家事・育児時間別にみた第2子以降の出生割合



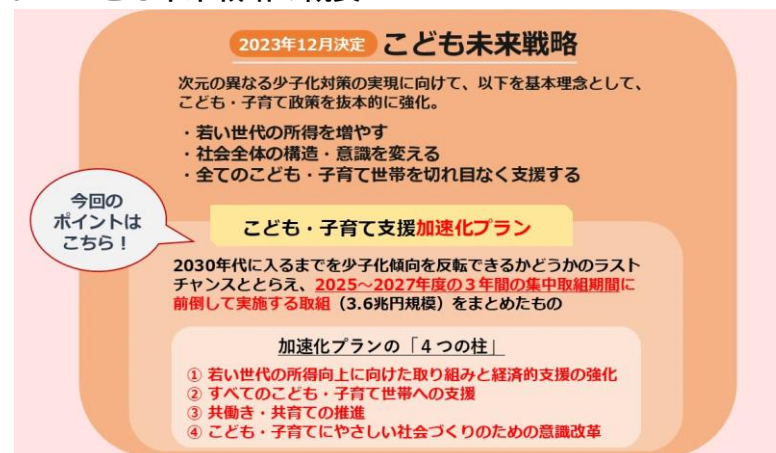
こども未来戦略・加速化プラン

国は、次元の異なる少子化対策として「こども未来戦略」を策定し、①若い世代の所得を増やす、②社会全体の構造・意識を変える、③全てのこども・子育て世帯を切れ目なく支援するという3つの基本理念を掲げた。その具体化として、今後3年間の集中取組である「こども・子育て支援加速化プラン」を進め、経済的支援、全てのこども・子育て世帯への支援、共働き・共育での推進、意識改革を柱に政策を総動員するとしている。

具体策としては、児童手当の抜本的拡充、高校生年代までの支給延長、第3子以降月額3万円への多子加算強化、出産育児一時金の42万円から50万円への引上げ、両親の育児休業取得時の給付強化、育児時短就業給付の創設、高等教育費の負担軽減、子育て世帯への住宅支援などが位置付けられている。

2025年4月からは、妊娠した方への給付や伴走型相談支援、産後ケア事業の拡大やこどもの生活支援の充実化等、さらにこども・子育て支援を充実させています。

図1-3-1 こども未来戦略の概要



こども家庭庁note「2025年4月からいよいよ本格始動。「こども・子育て支援加速化プラン」とは？」

図1-3-2 加速化プランでの支援内容



こども家庭庁「こども・子育て応援MAP」

地域で支える子ども・子育て環境

子育て支援政策は、待機児童対策中心の「量の拡大」から、「質の確保・向上」と「全てのこども・家庭への支援」へ重点を移している。2024年4月時点の待機児童数は2,567人まで減少した一方、都市部では保育人材不足、人口減少地域では定員充足率の低下や多機能化が課題となっている。

こうした状況を踏まえ、保育政策は、①地域のニーズに対応した質の高い保育の確保・充実、②全てのこどもの育ちと子育て家庭を支援する取組の推進、③保育人材の確保・テクノロジー活用等による業務改善の3本柱で再構築されている。具体的には、こども誰でも通園制度、放課後児童クラブ支援、こども家庭センター、こどもの居場所づくり、こども若者シェルター、産後ケア、訪問支援など、地域でこどもと家庭を支える基盤整備が進められている。

加えて、2023年度の児童相談所児童虐待相談対応件数は22万5,509件に上り、困難を抱えるこども・若者への早期把握と継続支援の重要性も増している。

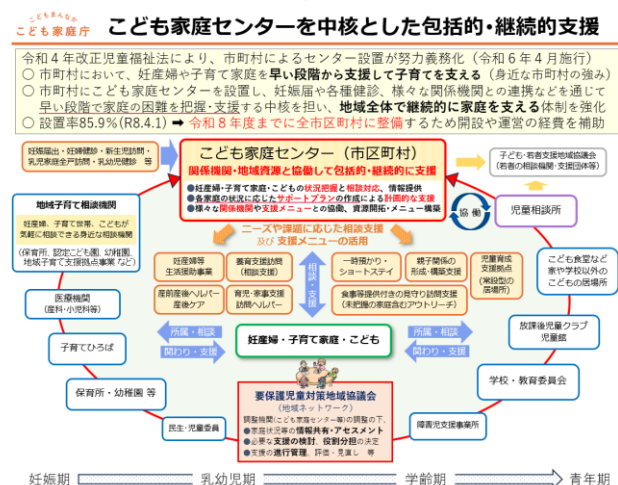
図1-4-1 保育政策の新たな方向性



※「こども大綱」や「こども未来戦略」（加速化プラン）の対象期間（令和5年12月閣議決定・概ね5年等）を踏まえつつ、政策の方向性と具体的な施策を整理

こども家庭庁「こども白書」

図1-4-2 こども家庭センターの概要



こども家庭庁「こども家庭センターポータルサイト」

チルドレンファーストの実現

国の動向と歩調を合わせつつ、東京都は「チルドレンファースト」社会の実現を掲げ、国に先行する独自性の高い支援策を打ち出している。

経済的支援では、国の児童手当拡充に先んじて所得制限なく18歳以下の子どもに月額5千円を支給する「018サポート」を開始した。保育分野でも国の範囲を超え、2025年度から第1子を含めた保育料の完全無償化を開始し、家計負担の軽減を強力に推進している。

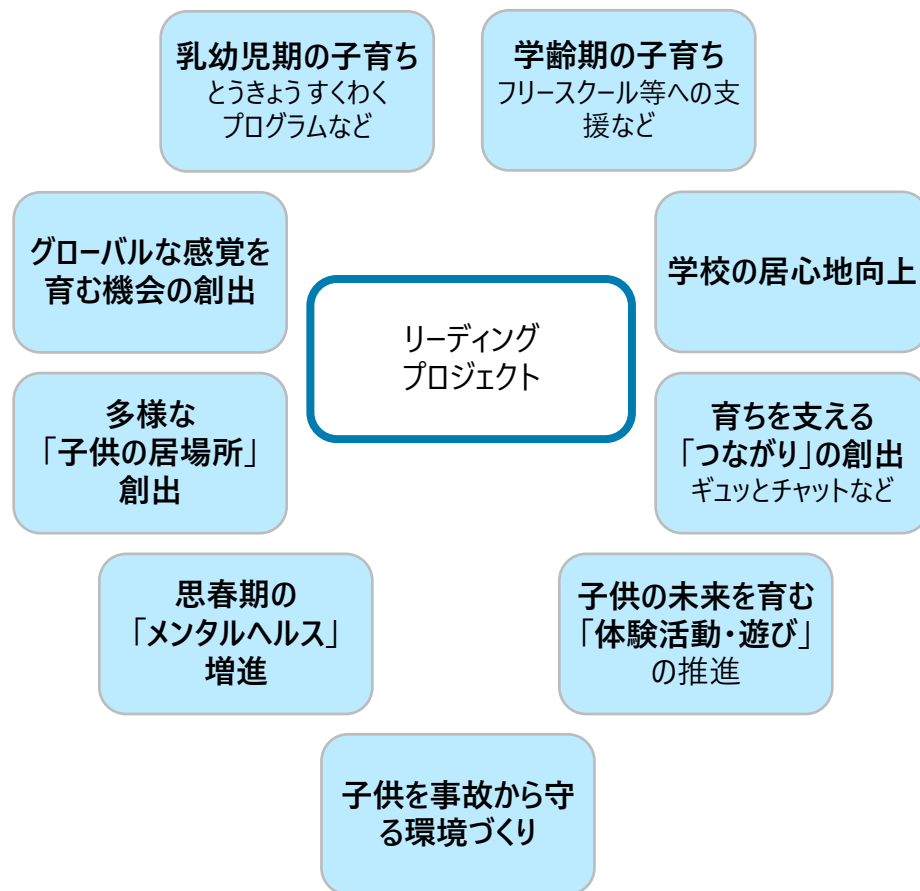
こうした経済支援に加え、都は組織横断の「リーディングプロジェクト」を通じてソフト面の支援も強化している。

幼児教育・保育の質の向上を目指す「とうきょう すくわくプログラム」を都内全域に展開するほか、子どもや保護者が気軽に相談できる「ギョッとチャット」など、ライフステージに応じた伴走型の支援を展開している。

また、「こどもワークショップ」や「中高生 政策決定参画プロジェクト」などを通じて、子どもの意見を政策に直接反映させる仕組みを重視している点も都の大きな特徴である。

これらの取組は、国の政策を補完・先導しながら、東京で子どもを産み育てる全ての家庭を後押ししている。

図1-5-1 東京都が取り組むリーディングプロジェクト



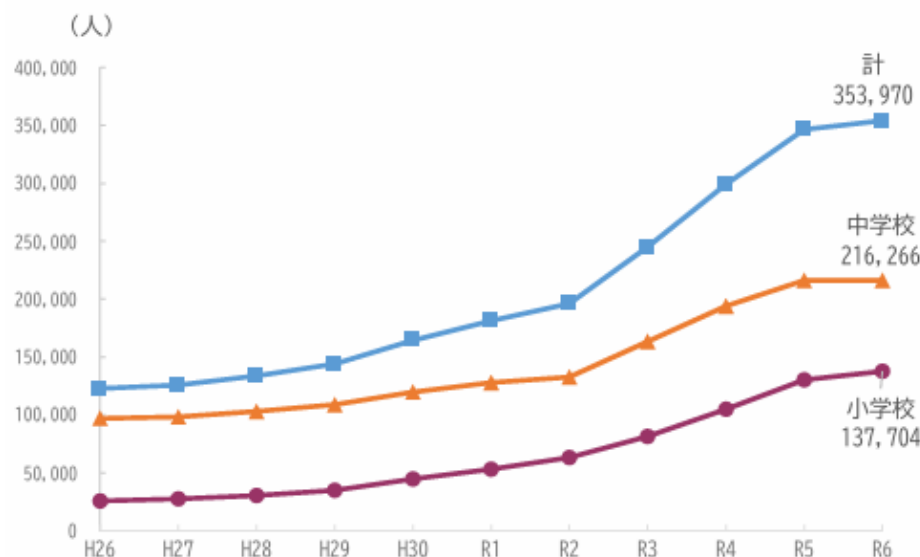
子どもを取り巻く現状と「こども基本法」の理念

国では、いじめの重大事態件数（2024年度：1,404件）、小中学校の不登校児童生徒数（2024年度：約35.4万人）、児童虐待相談対応件数（2024年度：約23.4万件）が過去最多となり、若者の死因第1位が自殺となるなど、今を生きるこどもを取り巻く状況は極めて深刻である。

こうした状況を背景に、2023年4月、全てのこども施策の基本となる「こども基本法」が施行された。この法律の核心は、これまで保護の対象と見なされがちであったこどもを、一人の人間として尊重される「権利の主体」と明確に位置付けた点にある。具体的には、全てのこどもについて、①適切に養育される等の福祉に係る権利が等しく保障されること、②年齢や発達に応じて自らの意見を表明でき、その意見が尊重されること、③その最善の利益が優先して考慮されることなどを基本理念として掲げている。

これらの権利保障を社会の隅々まで行き渡らせ、こどもに関する取組・政策を社会の真ん中に据える「こどもまんなか社会」の実現が、少子化対策と並ぶ国の最重要課題として位置づけられている。

図2-1-1 不登校児童生徒数の推移



厚生労働省「令和6年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果の概要」

国の包括的戦略「こども大綱」とこども家庭庁

「こども基本法」の理念を具体的な施策として実現するため、2023年12月、政府は今後のこども施策の基本方針や重要事項を定める包括的な計画として「こども大綱」を策定した。こども大綱は、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指している。そのための基本的な方針として、①こども・若者は権利の主体であり、今とこれからの最善の利益を図ること、②こども・若者や子育て当事者とともに進めていくこと、③ライフステージに応じて切れ目なく十分に支援すること、④良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図ること、⑤若い世代の生活の基盤の安定を確保し、若い世代の視点に立った結婚・子育ての希望を実現すること、⑥施策の総合性を確保することを掲げている。

具体的には、こども・若者が政策決定に直接意見を表明できる「こども若者★いけんぱらす」の取組推進や、障害のあるこども、医療的ケア児、ヤングケアラー、ひとり親家庭といった特に困難を抱えるこどもや家庭に対するきめ細かい支援の強化を明記している。これらの政策を一元的に推進する司令塔が、2023年4月に発足した「こども家庭庁」である。これまで各省庁にまたがっていたこども関連施策を集約し、関係府省庁と連携しながら、こども大綱に掲げられた施策を強力に主導する役割を担っている。

図2-2-1 こども大綱における目標・指標

目標（別紙1）	（目標値）	指標（別紙2）
目指す社会「こどもまんなか社会」	「こどもまんなか社会の実現に向かって」と思う人の割合	70%
	「生活に満足している」と思うこどもの割合	70%
	「今の自分が好きだ」と思うこども・若者の割合（自己肯定感の高さ）	70%
	社会的スキルを身につけているこどもの割合	80%
	「自分には自分らしさというものがある」と思うこども・若者の割合	90%
	「どこかに助けてくれる人がある」と思うこども・若者の割合	現状*維持※97.1%
	「社会生活や日常生活を円滑に送ることができる」と思うこども・若者の割合	70%
	「こども政策に関して自身の意見が聴いてもらえている」と思うこども・若者の割合	70%
	「自分の将来について明るい希望がある」と思うこども・若者の割合	80%
	「自国の将来は明るい」と思うこども・若者の割合	55%
	「結婚・妊娠、こども・子育てに温かい社会の実現に向かって」と思う人の割合	70%
	「こどもの世話や看病について頼れる人がある」と思う子育て当事者の割合	90%
		・「こどもは権利の主体である」と思う人の割合 ・こどもの貧困率 ・里親等委託率 ・児童相談所における児童虐待相談対応件数 ・小・中・高生の自殺者数 ・妊産婦死亡率 ・安心できる場所の数が1つ以上あるこども・若者の割合 ・いじめの重大事態の発生件数 ・不登校児童・生徒数 ・高校中退率 ・大学進学率 ・若年層の平均賃金 ・50歳時点の未婚率 ・「いずれ結婚するつもり」と考えている未婚者の割合 ・合計特殊出生率 ・出生数 ・夫婦の平均理想/予定こども数 ・理想の子ども数を持たない理由として「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」を挙げる夫婦の割合 ・男性の育児休業取得率 ・6歳未満のこどもをもつ男性の家事関連時間 ・ひとり親世帯の貧困率 等

こども家庭庁「こども大綱」

深刻化する児童虐待と社会的養護の強化

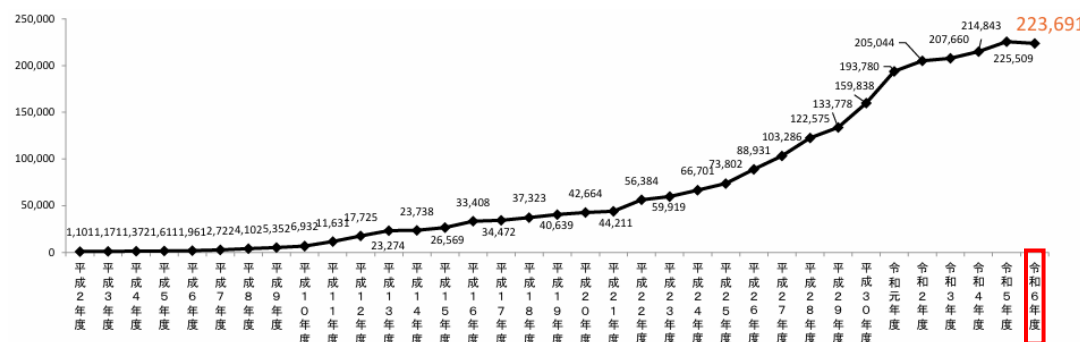
子どもを取り巻く最も深刻な課題の一つが児童虐待であり、2024年度の児童相談所の虐待相談対応件数は約22万件に上り、2023年度に比べ減ったが、横ばい状態である。このような状況に対し、国は虐待の未然防止、早期発見・早期対応、そして保護された子どもの養育環境の改善を三位一体で進めている。

その中核を担うのが、2024年4月から全国の市町村で整備が進む「こども家庭センター」である。これまで別組織だった母子保健と児童福祉の相談機能を一体化し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する。虐待リスクの早期把握や、個々の家庭状況に応じた「サポートプラン」の作成を通じて、予防的な支援と迅速な介入を行う体制を強化している。

また、虐待などにより家庭で暮らせない子どもたちを社会で養育する「社会的養護」についても、大きな転換が進んでいる。国は「家庭養育優先」の原則を掲げ、里親のリクルートから研修、委託後の支援までを一貫して行う「里親支援センター」を創設するなど、家庭と同様の環境で育つ機会の保障に力を入れている。

さらに、児童養護施設等を退所した「ケアリーバー」と呼ばれる若者が孤立することなく自立できるよう、相談や交流の場、一時的な住まいを提供する「社会的養護自立支援拠点事業」を創設。虐待への対応から社会的養護、そして自立まで、切れ目のない支援体制の構築が進められている。

図2-3-1 児童虐待相談対応件数



(注) 平成22年度の件数は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値。

こども家庭庁「令和6年度 児童相談所における児童虐待相談対応件数」

不登校・いじめ・自殺への対応と「こどもの居場所」

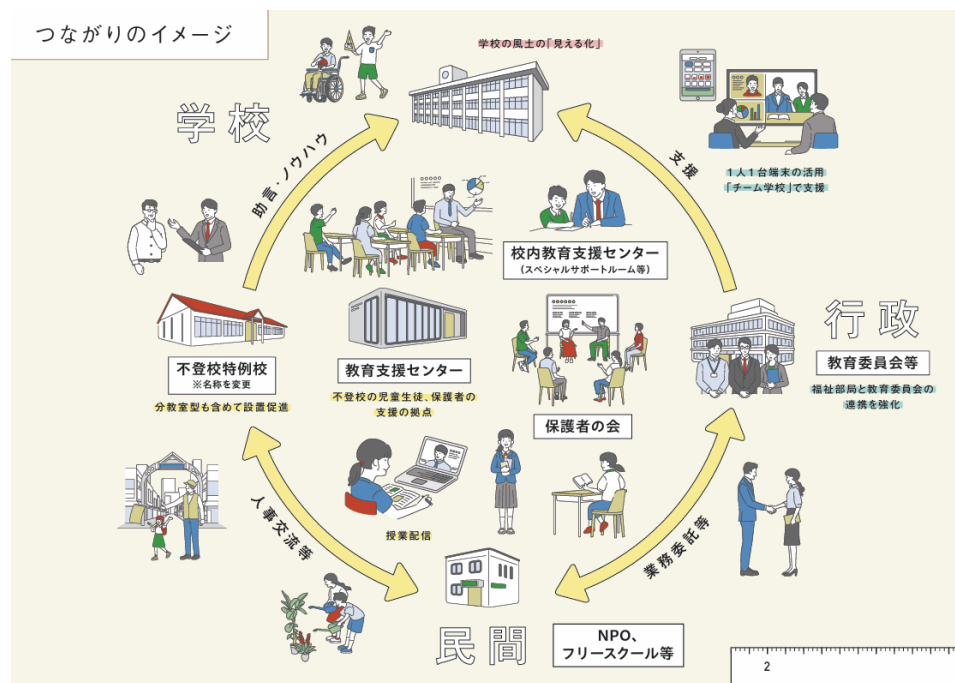
いじめや不登校は、子どもの教育を受ける権利を侵害し、自己肯定感の低下や将来への影響にもつながる深刻な課題である。10代の死因の第1位が自殺となるなど、こどもの命と心の安全を守る対策は喫緊の課題となっている。

こうした状況を踏まえ、文部科学省は「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLOプラン）」を推進。教室以外の保健室や図書室、校内の空き教室等を活用した「校内教育支援センター（スペシャルサポートルーム）」の設置や、不登校児童生徒の実態に配慮した特別な教育課程を編成する「学びの多様化学校（いわゆる不登校特例校）」の設置を全国で促進している。

また、こどもの自殺対策としては、自らの心身の不調を認識し、助けを求める「SOSの出し方に関する教育」を推進するほか、こども・若者の利用が多いSNSを活用した相談体制の整備も進めている。

さらに、家庭や学校が困難な状況にあるこどもにとって、安心して過ごせる第三のセーフティネットとして「こどもの居場所づくり」が重要視されている。「こどもの居場所づくりに関する指針」に基づき、放課後児童クラブの待機児童対策を強化するとともに、虐待等により家庭に居場所がない10代後半から20代のこども・若者のための安全な宿泊場所を提供する「こども若者シェルター」の整備など、多様な居場所の確保に向けた取組が国主導で進められている。

図2-4-1 COCLOプランのつながりのイメージ



文部科学省「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCLOプラン）」（令和5年3月31日）」

権利擁護の仕組みと困難を抱える若者支援

東京都では、困難を抱える子ども・若者への支援として、組織横断の「リーディングプロジェクト」を推進。不登校の児童生徒が安心して学べるよう、フリースクール等の利用料助成や校内での多様な学びの場づくりを進めている。

家族のケアを担うヤングケアラーに対しては、ピアサポートやオンラインサロンを運営する民間団体への支援を通じて、当事者同士がつながり、悩みを分かち合える環境を整備している。

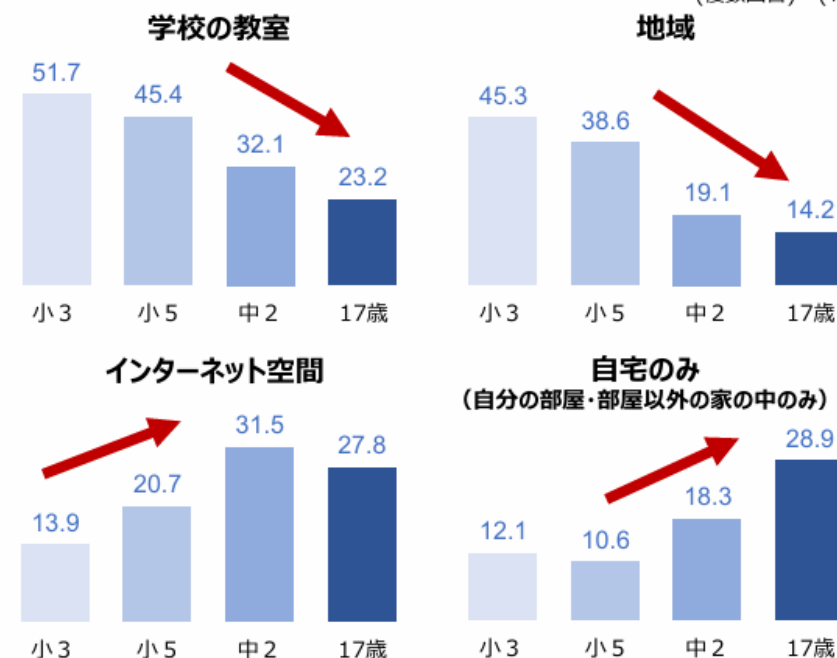
さらに、家庭等に居場所がない若者のための緊急避難場所として「子供若者シェルター」の提供を支援するなど、セーフティネットの構築にも力を入れている。都の取組は、すべての子どもが尊重され、安心して成長できる社会の実現に向けた先進的なモデルとなっている。

図2-5-1 自分の居場所

居場所(ほっとできる場所・安心できる場所) 子

学年が上がるにつれて、「学校の教室」や「地域」を居場所だと思う割合は減る。中2・17歳では「インターネット空間」や「自宅のみ」を居場所だと思う割合が増える。(P.168,173)

(複数回答) (%)



東京都「子供に関する定点調査「とうきょう こども アンケート」2025年調査
報告書概要」

教育DXによる「個別最適な学び」と「協働的な学び」の実現

国は、「第4期教育振興基本計画」において、予測困難な時代を生きる子どもたちのために、一人ひとりの特性や学習進度に応じた指導を実現する「個別最適な学び」と、多様な他者と協働しながら課題解決に挑む「協働的な学び」を一体的に充実させる方針を掲げている。

この基盤となるのが「GIGAスクール構想」であり、義務教育段階の1人1台端末と高速ネットワークは「令和の時代の学校のスタンダード」とされ、今後は計画的な端末更新が課題となる。この基盤上で国は教育DXを強力に推進し、CBTシステム「MEXCBT」の展開や教育データの標準化、生成AI利活用ガイドラインの策定など、ハード・ソフト両面で環境を整備している。こうした教育の質向上は教師が支えるものであり、その専門性を発揮できる環境が不可欠である。そのため、校務DXによる業務効率化といった「働き方改革」と、職務に応じた「処遇改善」を一体的に推進し、教師が子供と向き合う時間を確保するための取組が進められている。

図3-1-1 学校のICT環境整備3か年計画

学校のICT環境整備3か年計画(令和7～9年度)

- GIGAスクール構想により実現した1人1台端末環境を前提として「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実し、「主体的・対話的で深い学び」を実現するために不可欠な学習基盤であるICT環境整備のため、「学校のICT環境整備3か年計画(令和7～9年度)」を策定
- 必要な事業費は単年度で1,464億円とし、所要の地方財政措置

学校のICT環境整備計画(1,464億円)

※★印の機器については、元利償還金に対する交付税措置があるデジタル活用推進事業債の対象

計画において措置されているICT環境の水準

■ 学校のネットワーク	・「当面の推奨帯域」を満たすなど	100%
	必要なネットワークを確保している学校	100%整備
■ 高校生の学習者用端末	・無線LAN	生徒数の3分の1程度
		※予備機や低所得世帯生徒等への貸与機等
■ 教師の端末等	・指導者用端末★及び校務用端末	1人1台整備
	・業務用ディスプレイ	1人1台整備
	・次世代型校務支援システム 又は 統合型校務支援システム	100%整備
■ 学校のニーズに応じたICT支援体制		ICT支援員4校に1人配置
		ヘルプデスクの設置
■ 教室のICT機器	・電子黒板等の大型提示装置★/実物投影機	各普通教室1台
		※実物投影機は、小学校及び特別支援学校に整備
		特別教室用として各学校に6台

上記のほか、充電装置(充電保管庫・モバイルバッテリー)、児童生徒用端末のセキュリティ対応、学習者支援ツール※についても整備

※各教科等の学習活動に共通で利用可能なツール(例:教師と児童生徒間・児童生徒同士で資料共有や作業の進捗確認ができるツール)や、児童生徒の学校生活を支援するツール(例:児童生徒の心や体調の変化を早期に発見し、支援するツール)

※ 上記に加え、GIGAスクール構想加速化基金を活用した義務教育段階の端末整備(補助率2/3)の地方負担分として単年度373億円を措置

【参考】文部科学省が公表している教育DXに係る当面のKPI

- 必要なネットワーク環境を確保している学校100%(令和7年度)
- 次世代の校務システムを導入済みの自治体100%(令和11年度)
- 教職員の働き方改革にも資するロケーションフリーでの校務処理を行っている自治体100%(令和11年度)

文部科学省「文部科学白書」

多様な学びの機会の保障

「誰一人取り残されない学び」の実現に向けて、国は多様な学習機会の保障に取り組んでいる。特に、過去最多を更新し続ける不登校児童生徒への支援は喫緊の課題であり、不登校の実態に配慮した特別な教育課程を編成する「学びの多様化学校（いわゆる不登校特例校）」や、教室以外の保健室等を活用した「校内教育支援センター」の全国的な設置を促進している。

また、ICTを活用した遠隔教育の機会を提供し、学校外の施設での学習成果を成績評価に反映させるなど、個々の状況に応じた柔軟な学びの保障も進めている。さらに、全ての子供が共に学ぶ「インクルーシブ教育システム」の構築も重要な柱である。特別支援学校が地域のセンター的機能を担い小中学校を支援する体制整備が進められている。

加えて、生徒の多様な興味・関心や進路に対応するため、普通科高校においても学科内に特色あるコースを設ける「普通科改革」が進められており、学びの選択肢を広げる取組が多角的に展開されている。

図3-2-1 学びの多様化学校の設置状況

学校種別設置状況

- 小学校 : 17 校
- 中学校 : 62 校
- 高等学校 : 14 校

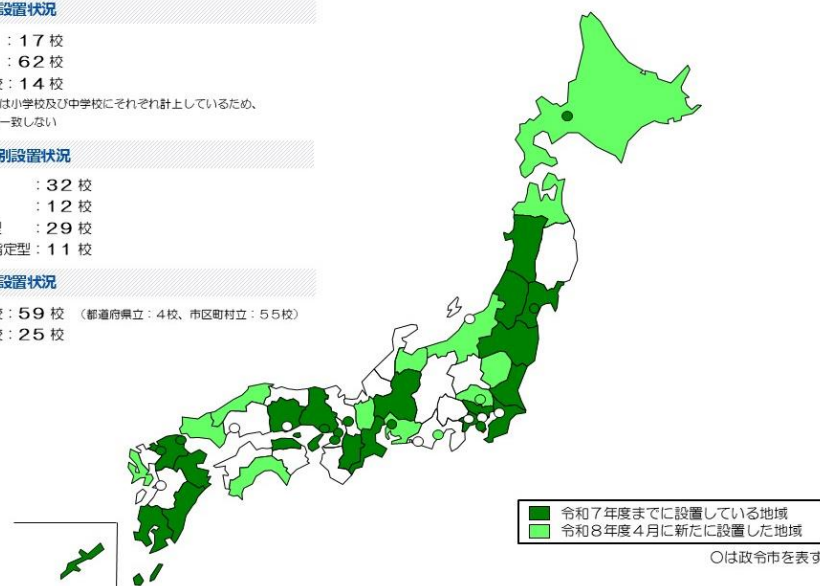
※小中一貫校は小学校及び中学校にそれぞれ計上しているため、
学校総数と一致しない

設置形態別設置状況

- 本校型 : 32 校
- 分校型 : 12 校
- 分教室型 : 29 校
- コース指定型 : 11 校

国公私立設置状況

- 公立学校 : 59 校（都道府県立：4校、市区町村立：55校）
- 私立学校 : 25 校



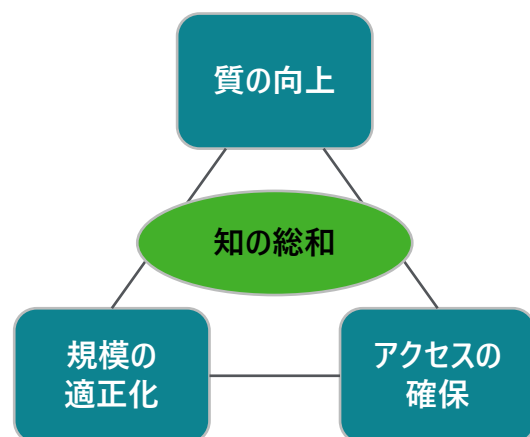
文部科学省「学びの多様化学校（いわゆる不登校特例校）（不登校児童生徒を対象とする特別の教育課程を編成して教育を実施する学校）について」

高等教育改革と成長分野を担う人材育成

急速な少子化が進展し、2040年には大学進学者数が現在の約7割にまで減少すると予測される中、国は高等教育システム全体の再構築を進めている。「知の総和」答申では、高等教育全体の「規模」の適正化を図りつつ、教育研究の「質」の向上と地理的観点からの「アクセス」の確保を通じて、我が国の「知の総和」を向上させる方針が示された。これを受け、デジタル・グリーン等の成長分野をけん引する人材育成のため、基金を活用して大学・高専の意欲的な学部再編等を支援している。

また、変化の激しい時代に対応するため、社会人の学び直し（リスキリング）を重要施策と位置づけ、大学等が企業ニーズに応じた実践的なプログラムを開発・提供する取組を後押ししている。さらに、地方創生に資する人材育成も大きな柱であり、各地域で大学・自治体・産業界等が一体となって高等教育の在り方を議論する「地域構想推進プラットフォーム」の構築を通じて、地域社会の中核として大学が果たす役割の強化を目指している。

図3-3-1 高等教育政策の3つの目的



子どもたちの主体性と国際感覚の育成

東京都は、「東京都こども基本条例」の理念浸透を図るため、大人や子供向けに「出張型条例ワークショップ」を実施するほか、端末からいつでも都政とつながり主体的に発信できる中高生向けサイトの構築を進めている。

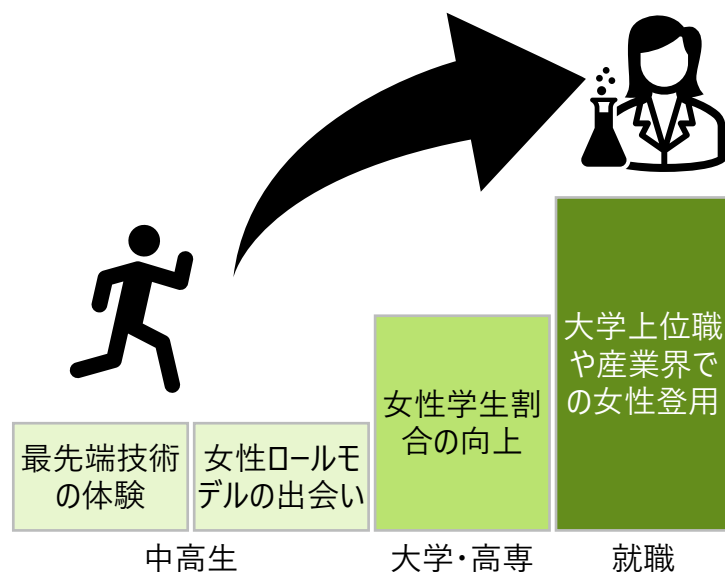
また、変化の激しいこれからの時代を見据え、乳幼児期から高校段階まで切れ目のない「豊かな国際感覚を育む機会の創出」を新たな重点施策として設定。併せて、思春期の「メンタルヘルス」増進を重要テーマに掲げ、子供の心の不調に対する早期の気づきと見守りを促進するなど、多角的な支援環境を整えている。

女性の経済的自立と多様な挑戦の支援

国は、「新しい資本主義」の実現に向け、女性の所得向上と経済的自立を成長戦略の核と位置付けている。具体的には、女性の活躍推進や「共働き・共育て」を推進するための環境整備を加速化させている。特に、いわゆる女性の「L字カーブ」の解消に向けて、女性の起業支援や、改正女性活躍推進法に基づく男女間賃金差異・女性管理職比率の開示義務化を進め、男女間賃金格差の是正を強力に後押ししている。

また、理工系分野における女性の参画・登用を促進するため、女子中高生が最先端の科学技術に触れる機会や理工系のロールモデルと出会う機会を早い段階から継続的に提供し、誰もが希望するキャリアを築けるインクルーシブな社会づくりを全省庁横断で目指している。

図4-1-1 幼少期からキャリア選択に至る理工系女性育成ステップ



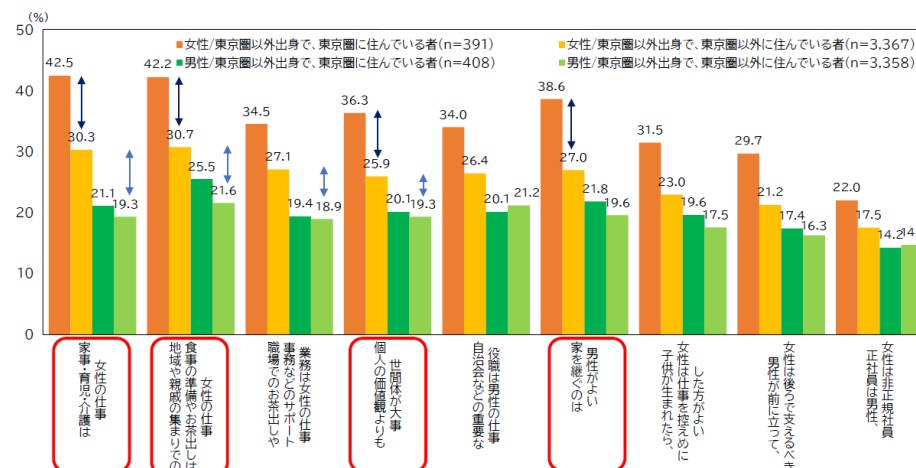
地方の性別バイアスと若い女性の流出

地域社会では、若者や女性の流出、特に一度東京圏へ移住した若い女性が地方に戻らない傾向が強まり、地域維持の深刻な課題となっている。この流出の背景として、地方に若い世代が求める「魅力的な職場」が不足していることに加え、地域や職場に根強く残る「男は仕事、女は家庭」といった固定的な役割分担意識や無意識の思い込みが指摘されている。

実際、東京圏以外出身の女性は、現住地域である東京圏よりも出身地域に「食事の準備は女性の仕事」等のバイアスが強かったと感じる割合が顕著に高い。

若い世代が将来のライフステージを見据えて出身地に戻る際、経済的・就業的な不安に加え、これら無意識の固定観念による息苦しさを懸念しており、ジェンダー平等の遅れが若者や女性に「選ばれない地方」をつくる要因となっている。

図4-2-1 出身地域における固定的な性別役割分担意識等(東京圏以外出身者)



(質問) ①令和年度地域では女性・男性共同参加による調査(令和年度全国調査報告書より)を行う。回答者は18～39歳の女性。
②「学校で学んだことであつたのでは、下記のとおりとはありえない。昔まで自分が何を学んでいたのか」(それぞれ1つずつ)と質問。選択は、「ふもった」、「時がたつた」、「まよひかた」、「全くかた」、「かたない」、「こう」、「ふもた」、「ふもたない」の計を算算。
③調査先：東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県。
④調査員以外では、東京都に住んでいる一中学校教員様では東京以外に居住しており、現在東京都に居住している者。

内閣府「令和7年版 男女共同参画白書」

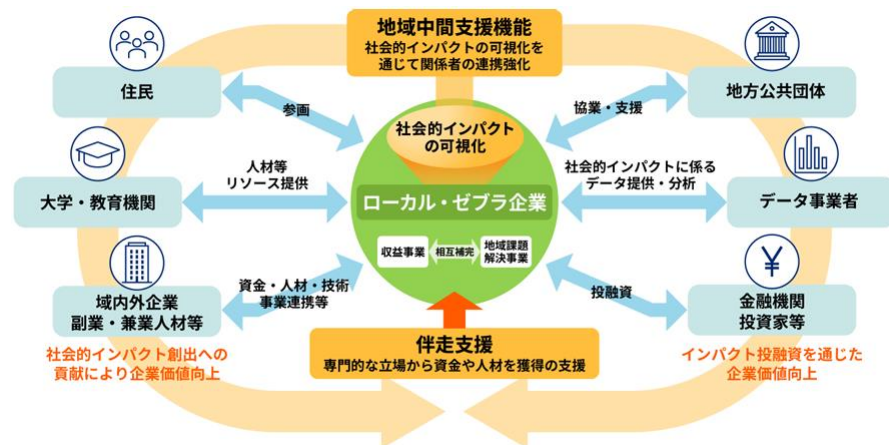
若者や女性に選ばれる地方経済の創生

国は、「地方創生2.0」を「令和の日本列島改造」と位置付け、若者や女性に選ばれる地域づくりのための社会変革を強力に推進している。具体的には、男女共同参画の視点に立って意思決定過程への女性参画を拡大するとともに、地域や職場のアンコンシャス・バイアスを打破し、「共働き・共育て」を前提とした魅力ある働き方や職場改革を進めている。

また、地域の男女共同参画センターを拠点に女性の起業支援や女性リーダーの育成を強化し、ビジネスの手法で地域課題を解決する「ローカル・ゼブラ企業」の育成に向けて、社会的インパクト評価を資金調達につなげる環境整備を行っている。

誰もが自分らしく挑戦し活躍できる土壌を地域に築くことで、都市と地方が互いに支え合う活力ある社会の実現を目指している。

図4-3-1ローカル・ゼブラ企業の社会的インパクトを起点とする地域のエコシステム



経済産業省「ローカル・ゼブラ企業政策について」

多様性を認め合う共生社会と多文化支援

東京都は、性別や国籍、文化の違い等にかかわらず、誰もが自分らしく輝ける多様性に富んだ社会の実現を独自にリードしている。具体的には、性的マイノリティ当事者の暮らしやすさ向上と周囲の理解増進に向け、「東京都パートナーシップ宣誓制度」を効果的に運用し、多様なパートナーシップを社会的に広く承認する環境を整備している。

また、多文化共生社会の基盤づくりとして、増加する外国人世帯や日本語を母語としない子供たちへのきめ細かな成長支援に注力。地域での日本語習得や居場所の確保、学習指導や日常的な相談に組織横断で取り組む「多文化キッズサロン」の設置を都独自に促進している。

あらゆる壁を取り払い、お互いの個性や価値観を尊重し支え合う、東京ならではのインクルーシブな共生社会モデルを強力に発信している。

要約

健康づくり・予防・ こころの健康

- 国は、健康寿命延伸を柱とした持続可能な「全世代型社会保障」への移行を進める一方、小中高生の自殺者数が過去最多となる深刻な実態を受け、改正自殺対策基本法等に基づき「SOSの出し方に関する教育」や多機関連携による包括的な生きる支援を全国で強化しています。
- 東京都は、都民の健康増進に向けて500万ダウンロードを突破した「東京アプリ」や「東京健康UPlus」を軸にポイント付与等による能動的な健康づくりを促し、さらに18歳未満から30代までの若者期までを切れ目なく支える独自の「ヤングケアラー支援マニュアル」改訂や伴走型相談支援を展開しています。

高齢化と 地域包括ケア・ 認知症施策

- 国は高齢者の約3.6人に1人が認知症等となる時代を迎え、基本法に沿った新しい認知症観の普及と対話が重要です。8050問題等の複合課題を見据え、介護保険の枠を超えた包括的支援を地域毎に築きます。
- 令和32年に急増する単身高齢者に備え、成年後見や終身サポート等の権利擁護を強化しています。また、都は、ヘルパーの暑さ対策等のサービス継続支援を実施しています。

障害者福祉と共生社会

- 国は地方創生2.0で障害の有無に依存せず活躍できる地域共生社会の構築を重視し、障害者差別解消法の改正による事業者の合理的配慮義務化を推進して、偏見や差別のない共生社会の実現に向け取り組んでいます。
- 東京都内では手帳交付者等の規模が極めて大きく、家族介護の高齢化や単身者の住まいが課題です。都は就労アセスメントによる機会創出、定着支援や、災害時に障害種別の特性に配慮した強靱な避難体制を強化しています。

生活困窮・孤立・ ひきこもり・就労・ 住まい

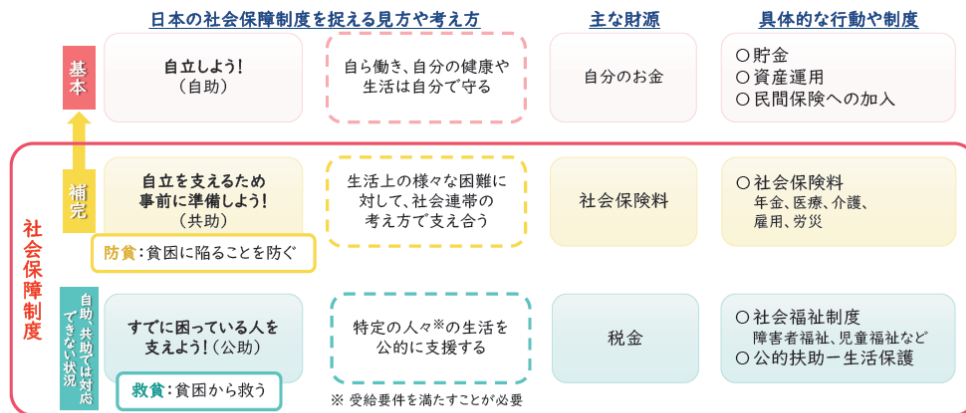
- 国は、単身世帯や高齢単身者の急増、ひきこもりの長期化・高齢化などの複合的な課題に対し、地域共生社会の実現に向け、相談支援に加え、誰もが孤立せず安心できる居場所や地域参加の基盤づくりを進めています。
- 東京都は低所得層や不安定居住の増加に対応し、住宅費負担の重さを踏まえた居住支援と、単なる求人紹介にとどまらない就労準備や生活再建、定着支援までを一体的に提供する伴走型就労支援を強力に展開しています。

持続可能な全世代型社会保障と予防の推進

国は、急速に進行する少子高齢化・人口減少社会に対応するため、全ての世代が支え合い、そして全ての世代を支える「全世代型社会保障」への移行を強力に推進している。具体的には、自ら働き自分の生活を守る「自助」、社会連帯によって支え合う「共助」、公的扶助による「公助」の適切な組み合わせを基本に、制度の持続可能性を高める構造改革を進めている。特に、医療費適正化や健康寿命延伸を最優先課題に位置付け、疾病の一次予防や健康づくりといった保健事業の徹底を図っている。

一生を通じて生活の安定と日々の「安心」を保障するため、個人の働き方や価値観に中立的な制度の再構築を図るとともに、デジタル技術等を積極的に組み入れた、公平で効率的な包括的ケア環境の整備を全国で目指している。

図5-1-1 社会保障制度の基本的な考え方



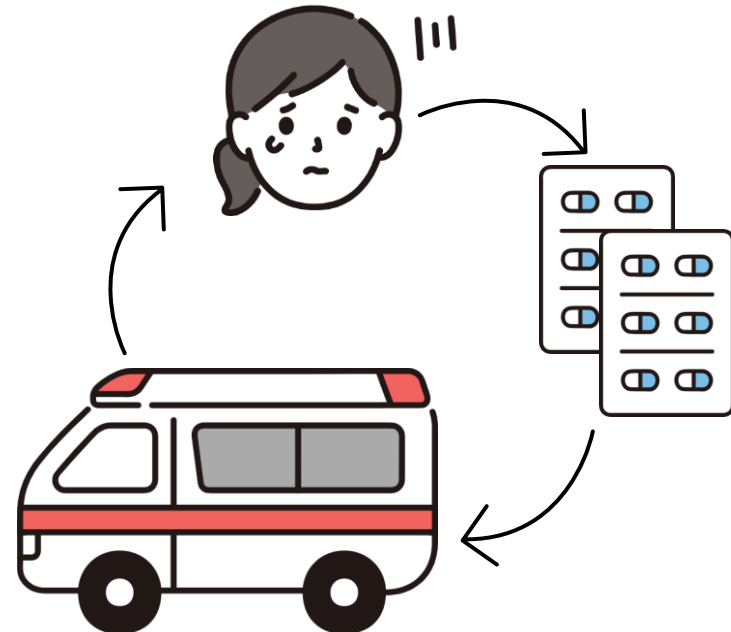
* 「共助」のシステムとしては、国民の参加意識や権利意識を確保する観点から、負担の見返りとしての受給権を保障する仕組みとして、国民に分かりやすく負担についての合意が得やすい社会保険方式が基本となっています。

厚生労働省「令和7年版 厚生労働白書」

若者の自殺と過量服薬の深刻な実態

我が国の自殺者数は全体として減少傾向にある一方、小中高生の自殺者数は年間529人と過去最多を記録し、極めて深刻な状況にある。特に「10～19歳」の女性の自殺死亡率は上昇傾向にあり、令和6年には統計開始以降で最高値となった。また、若年女性の自殺リスクを分析すると、自傷行為歴や自殺未遂歴がある割合が他層に比べて顕著に高く、その主な手段として「服毒（医薬品）」が多用されている実態が判明している。

近年では、つらさや孤独を和らげるために市販薬を大量に摂取する「オーバードーズ」が若者の間で急拡大しており、その背景にある心理的孤立への早期のアプローチや、薬局等におけるゲートキーパー機能の強化、SNS等の多様な相談窓口の重要性が極めて高まっている。



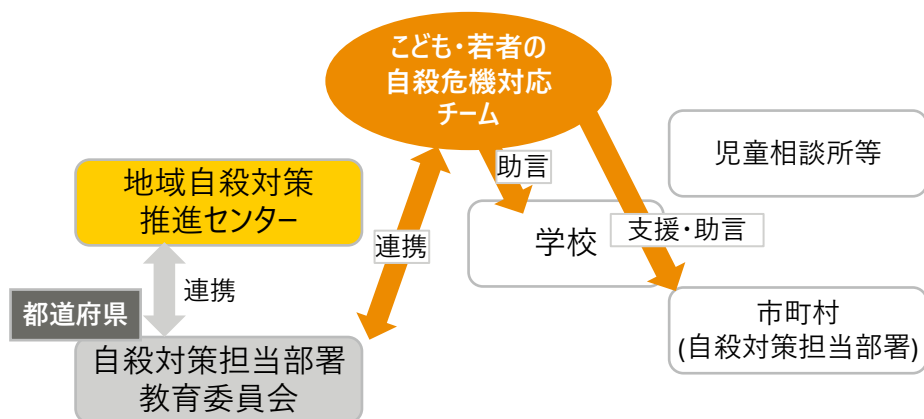
多機関が連携する若者の生きる支援

国は、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現に向け、自殺対策を「生きることの包括的な支援」として位置付け、多機関連携による早期のアプローチを強化している。

令和7年の自殺対策基本法改正を契機に、こどもに係る自殺対策を社会全体で進める体制整備を推進し、地域において支援が困難な事例を多職種の専門家がサポートする「こども・若者の自殺危機対応チーム」の設置を支援している。

また、学校では、心身の危機に直面した際の具体的・実践的な助けの求め方を学ぶ「SOSの出し方に関する教育」を推進するとともに、地域若者サポートステーション（サポステ）による無業者への就労・生活支援や、ひきこもり地域支援センター等と連動しながら、悩みを抱える若者を決して「ひとりぼっち」にさせない見守りのネットワークを全国に広げている。

図5-3-1 地域自殺対策における「こども・若者の自殺危機対応チーム」の位置づけ



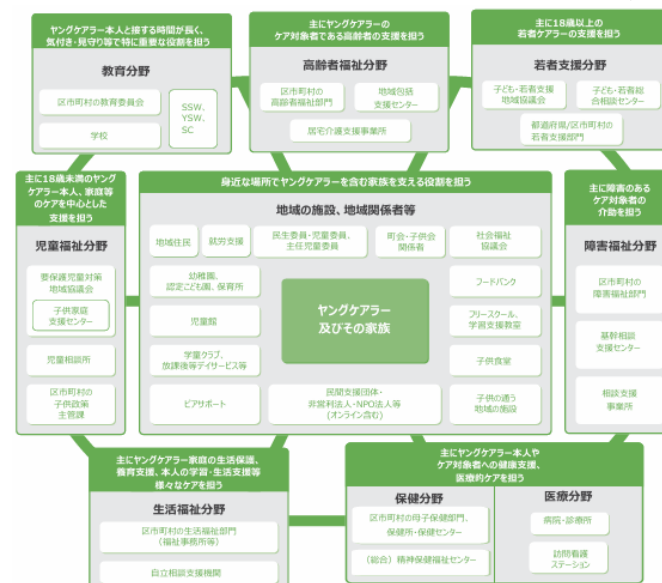
いのちを支える自殺対策推進センター「こども・若者の自殺危機対応チーム」について
～チームの活用を通じた地域自殺対策の推進～」

能動的な健康促進と若者ケアラーへの独自伴走

東京都は、誰もが健康で自分らしく輝ける社会を目指し、都独自のデジタル技術と当事者に寄り添う伴走型支援を推進している。健康分野ではマイナンバーカードと連携し500万ダウンロードを突破した「東京都公式アプリ（東京アプリ）」を軸に、都立施設チケット等に交換できる「東京ポイント」を付与する生活応援事業を展開し、能動的で楽しさを取り入れた都民の健康習慣づくりを促進している。

また、家族のケア等に直面する若者への支援として、国の制度対象（18歳未満）からこぼれ落ちがちな「若者ケアラー（おおむね30代まで）」を独自に対象に加え、LINEやZoomによる専門相談、ヘルパー派遣による家事支援等、当事者の声を反映した途切れないサポート体制を構築し、孤立を防ぐ独自のセーフティネットを展開している。

図5-4-1 ヤングケアラー・若者ケアラーとその家族を支える関係機関



東京都「ヤングケアラー支援マニュアル」

地域包括ケアシステム

団塊の世代が75歳以上となる2025(令和7)年を目途に、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供され、医療や介護が必要となった場合でも地域で支え合いながら、可能な限り住み慣れた地域で自分らしい生活を送ることができる地域包括ケアシステムの重要性が高まってきている。また、今後、認知症の高齢者や一人暮らしの高齢者、高齢者夫婦のみの世帯等も増加していく傾向にあり、在宅での医療ニーズ及び介護ニーズを併せ持つ高齢者の地域での生活を支えるためにも地域包括ケアシステムの構築が急がれている。一方で、高齢化の進展状況には地域差があり、地域包括ケアシステムは、保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが不可欠である。

さらに最近では、地域包括支援センターにおける支援の中でも80歳代の親が50歳代の子どもを養う「8050問題」が叫ばれるようになり、80歳代の要介護高齢者を支援する中で同居する50歳代の引きこもりの子どもの支援に関わらざるを得ない状況が明らかになってきている。そのようなニーズが多様化する中で地域包括ケアシステムは、単純に介護保険制度の枠内だけで収まるものにするのではなく、地域における多様な福祉課題に対応できる仕組みとして確立させていく必要がある。

図6-1-1 「健康日本21(第二次)」の概念図

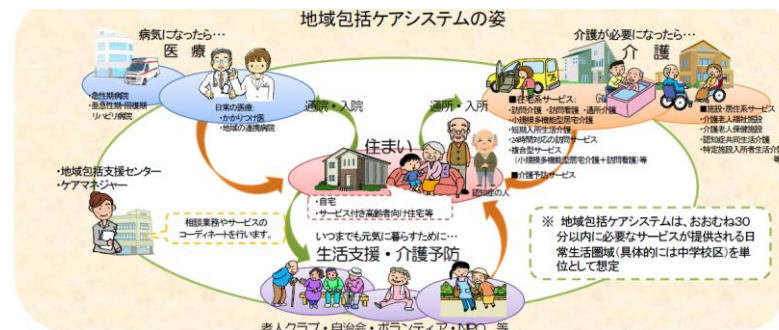
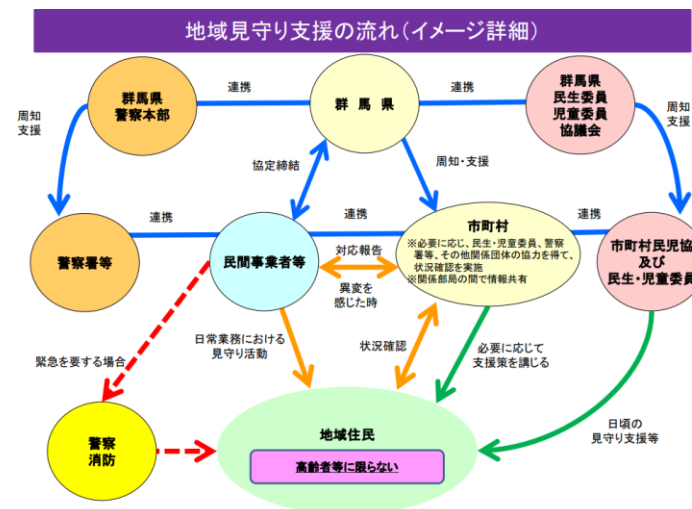


図6-1-2 「健康日本21(第二次)」の概念図



新しい認知症観に基づく共生社会の推進

高齢者の約3.6人に1人が認知症又は軽度認知障害（MCI）とその予備群となる時代を迎え、国は令和6年1月施行の認知症基本法に基づき、同年12月に「認知症施策推進基本計画」を閣議決定した。同計画では、認知症になっても希望を持って暮らし続けることができる「新しい認知症観」を提示している。施策として、本人の意思決定支援や、当事者や家族が計画策定等に直接参画する仕組みの構築を重視。

さらに、全国の自治体に配置された認知症地域支援推進員等が中心となり、認知症サポーターを始め、医療・介護の関係機関や地域の多様な主体が「チームオレンジ」として連携する等、当事者の活動を支え、尊厳を守り、地域全体で緩やかにつなぐ包括的な「共生」の推進体制の整備が急がれている。

図6-2-1 地域全体で当事者と家族を包摂する共生社会

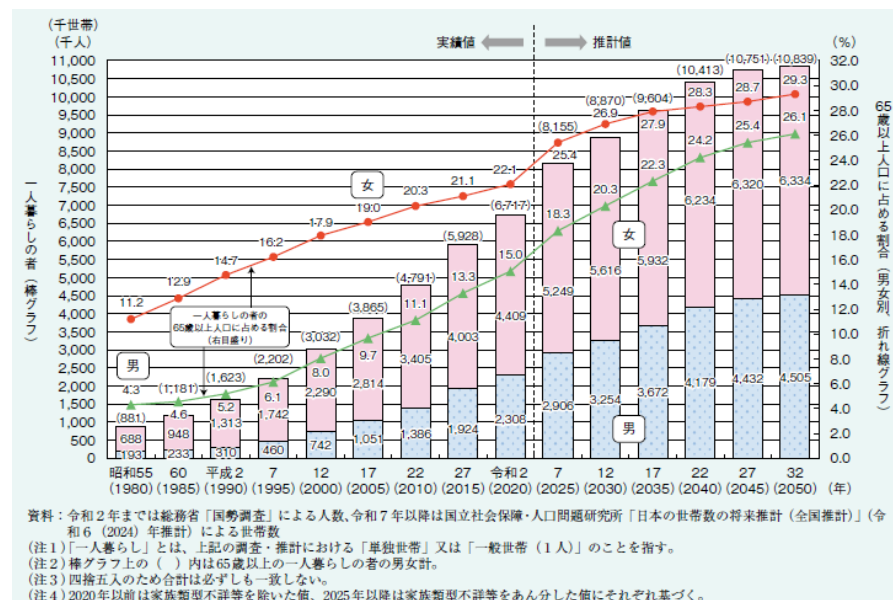


単身高齢者の急増に伴う意思決定支援と権利擁護

世帯主が65歳以上の一人暮らし高齢者は増加し続け、令和32年には男性26.1%、女性29.3%に達すると見込まれ、認知機能低下時や身寄りがない場合の権利擁護が喫緊の課題である。国は「第二期成年後見制度利用促進基本計画」に基づき、市民後見人の育成や意思決定支援の浸透を図り、成年後見制度の利用を促進している。さらに、身寄りのない独居高齢者が利用する契約等の適正化に向けて「高齢者等終身サポート事業者ガイドライン」を策定した。

本人が健康なうちから将来の財産管理、療養、死後事務などに備える「終活」準備の普及を促し、最期まで尊厳を保ちながら住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる社会基盤の整備を推進している。

図6-3-1 単身高齢世帯割合の動向



包括的な福祉等の支援体制の構築－地域共生社会の実現

国は地方創生2.0において、障害の有無にかかわらず多様な人々が活躍できる地域社会を目指し、障害者福祉についても、高齢、こども、生活困窮分野を含む「地域共生社会」の構築を重視している。

具体的には、市町村における包括的な支援体制の整備を進め、生活困窮者自立支援制度を基軸に、相談対応の一体的実施や地域づくり機能の強化、コーディネーターの一本化等を図る方向が示されている。中山間・人口減少地域では、高齢、こども、障害、生活困窮分野の相談支援・地域づくり事業を一本化し、福祉以外の分野とも連携・協働する制度改正の検討も進んでいる。

東京都では2023年10月末時点で、身体障害者手帳交付者48万7,944人、愛の手帳交付者10万2,531人、精神障害者保健福祉手帳交付者15万6,914人、難病医療費等助成対象者10万9,429人と、対象者規模が極めて大きい。また、知的障害者調査では主な介護者の50代以上が8割を超えており、家族介護の高齢化も進んでいる。

制度の縦割りを超え、本人支援と家族支援をどう地域で支えるかが、国・東京都双方に共通する重要課題となっている。

図8-1-1身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付者数及び東京都難病医療費等助成制度

（調査基準日 現在の助成対象346疾病）対象者数（単位：人）

	総数	18歳以上	18歳未満
総数	856,818	...	...
身体障害者手帳	487,944	464,012	23,932
視覚障害	41,065	39,000	2,065
聴覚・平衡機能障害	51,317	46,678	4,639
音声・言語・そしゃく機能障害	7,829	7,437	392
肢体不自由	234,711	220,158	14,553
内部障害	153,022	150,739	2,283
心臓機能障害	70,715	69,284	1,431
じん臓機能障害	39,122	38,966	156
呼吸器機能障害	6,896	6,666	230
膀胱直腸機能	23,737	23,509	228
小腸機能障害	819	761	58
免疫機能障害	10,597	10,596	1
肝臓機能障害	1,136	957	179
愛の手帳	102,531	87,990	14,541
精神障害者保健福祉手帳	156,914	...	...
東京都難病医療費等助成制度	109,429	...	...

東京都「令和5年度障害者の生活の実態」

障害者差別解消法の施行－偏見や差別のない共生社会に向けた行動計画

国の障害者政策では、旧優生保護法問題を受けた対応が大きな転機となっている。

2024年7月の最高裁判決を受けて政府は「障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた対策推進本部」を設置し、同年12月に行動計画を決定した。行動計画では、障害のある人が受けてきた差別、虐待、隔離、暴力、特別視を明確に否定し、障害の「社会モデル」の普及、希望する生活の実現支援、公務員の意識改革、「心のバリアフリー」の強化等を柱としている。

さらに、2024年4月には改正障害者差別解消法が施行され、事業者による合理的配慮の提供が義務化された。これに伴い、国は相談体制の充実や「つなぐ窓口」の整備、事例共有等を進めている。

令和5年度東京都福祉保健基礎調査「障害者の生活実態」における自由意見では、知的障害者、精神障害者、難病患者の各層から、無理解、差別的言動、障害特性に応じた配慮不足、制度や支援内容のわかりにくさへの不満が寄せられている。障害理解を深め、制度上の権利保障を現場の対応に結び付けることが、共生社会の実現に向けた基盤として一層重要になっている。

図8-2-1 旧優生保護法に係るこれまでの経緯

旧優生保護法に係るこれまでの経緯	
1948年	優生保護法の制定（議員立法）
1996年	優生保護法を母体保護法に改正（議員立法）
2018年1月	旧優生保護法国家賠償請求訴訟、最初の提訴（仙台地裁）。以降、各地で提訴。
2019年4月24日	旧優生保護法一時金支給法成立（議員立法）。即日公布・施行。
2024年7月3日	最高裁大法廷判決（国敗訴）
2024年7月17日	旧優生保護法国家賠償請求訴訟原告団等と岸田総理との面会
2024年9月13日	係属訴訟の和解等のための合意書締結
2024年9月30日	基本合意書締結
2024年10月8日	「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律」成立（議員立法） 衆議院、参議院で「旧優生保護法に基づく優生手術等の被害者に対する謝罪とその被害の回復に関する決議」を可決
2025年1月17日	「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律」施行 旧優生保護法国家賠償請求訴訟原告団等と石破総理との面会
2025年3月27日	「第1回 旧優生保護法問題の全面解決に向けた協議」開催

内閣府「令和7年版障害者白書」

多様な人材が活躍できる機会の創出－障害者雇用・農福連携の推進

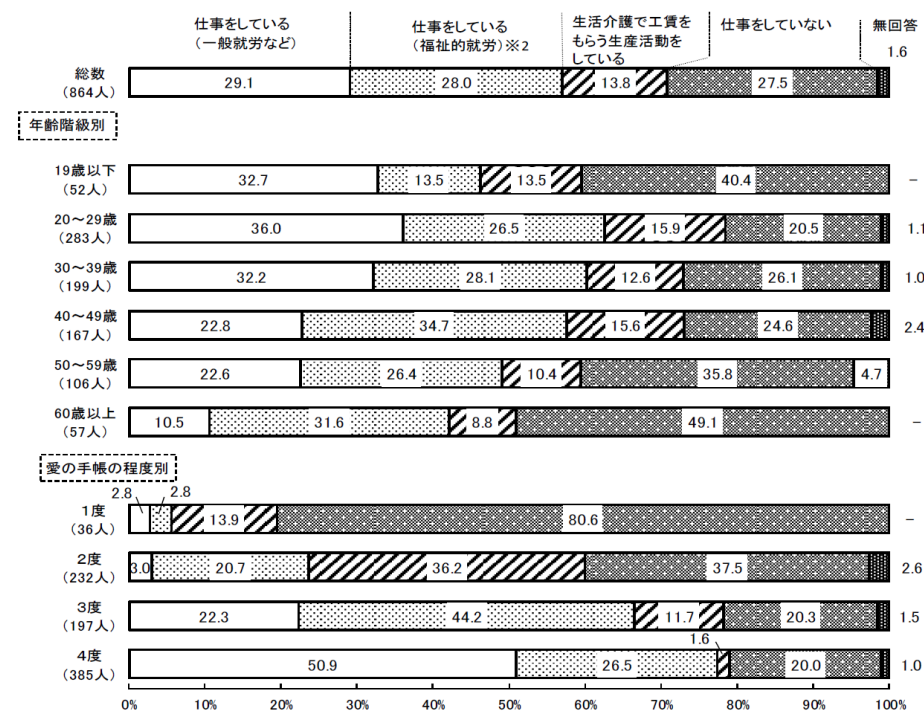
国は、障害者が希望や能力に応じて活躍できる地域社会の実現に向け、就労・社会参加の拡大を重視している。

地方創生2.0では、若者、女性、障害者、高齢者等が能力を最大限発揮できるよう、地方公共団体と企業が連携し、短時間正社員など多様な正社員制度の導入支援、障害者でも短時間で働けるよう業務を切り出す伴走支援、スキルアップ研修、マッチング支援等に取り組む方針が示されている。

農福連携も、障害者等が農林水産業分野で活躍することで、自信や生きがいの創出、社会参画、地域の担い手確保を進める取組として位置付けられている。雇用実績では、2024年6月時点の民間企業における障害者雇用数は約67.7万人、実雇用率は2.41%で、いずれも過去最高となった。

東京都の実態では、知的障害者で一般就労29.1%、福祉的就労28.0%、精神障害者で一般就労31.8%、難病患者で一般就労47.6%となっており、障害種別で就労状況に差がある。また、職場理解、体調管理、通院との両立など就職後の課題も見られる。今後は雇用数の拡大に加え、柔軟な働き方と定着支援の充実が重要である。

図8-3-1 収入を伴う仕事の有無－年齢階級、愛の手帳の程度別



東京都「令和5年度障害者の生活の実態」

地域の介護・福祉サービスの維持確保－住まいと災害時支援の充実

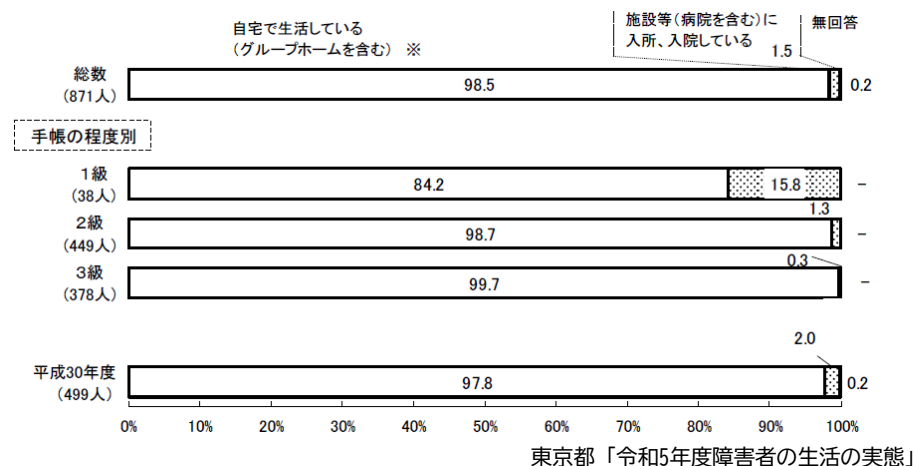
国は、人口減少や担い手不足が進む中でも、障害のある人が地域で暮らし続けられるよう、生活支援拠点の整備や介護・福祉サービスの維持確保を進めている。

地方創生2.0では、郵便局、廃校、商業施設等を活用し、買物、行政、医療・福祉、交通、防災等の機能を1か所で提供する「地域暮らしサービス拠点」の整備を掲げるとともに、中山間・人口減少地域では人員配置基準の弾力化や複数事業者の連携によるサービス維持を検討している。

東京都の実態を見ると、精神障害者では借家・賃貸住宅等が53.5%で持家を上回り、一人暮らしも37.5%に達しており、住まいの安定や孤立防止が重要な課題となっている。また、災害時の不安としては、知的障害者で「適切に行動できるか」が52.1%、精神障害者で「避難所等に必要な設備・食料・医薬品等があるか」が55.9%、難病患者では同60.4%と高い。難病患者では医療機器や服薬継続への不安も大きい。

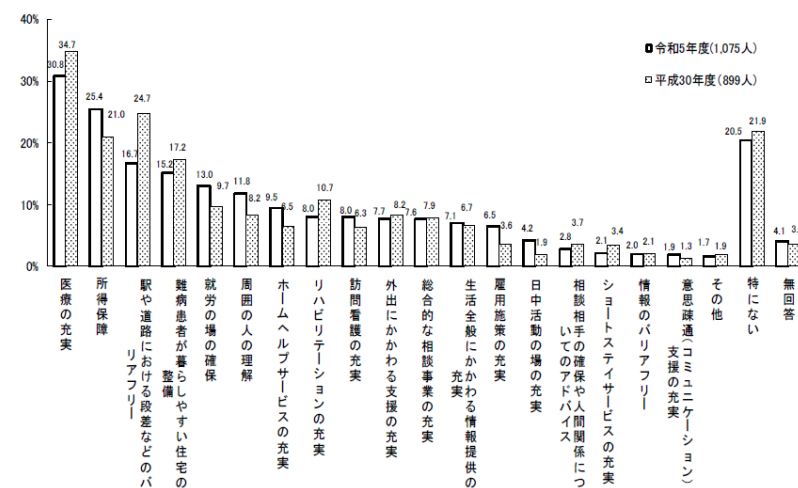
平時の住まい、支援体制、医療・福祉サービスの確保に加え、災害時における個別配慮や避難環境の整備まで含めた重層的な支援体制の構築が求められている。

図8-4-1 現在の生活の場－精神障害者保健福祉手帳の程度別



東京都「令和5年度障害者の生活の実態」

図8-4-2 地域生活をする上で必要な福祉サービス等



東京都「令和5年度障害者の生活の実態」

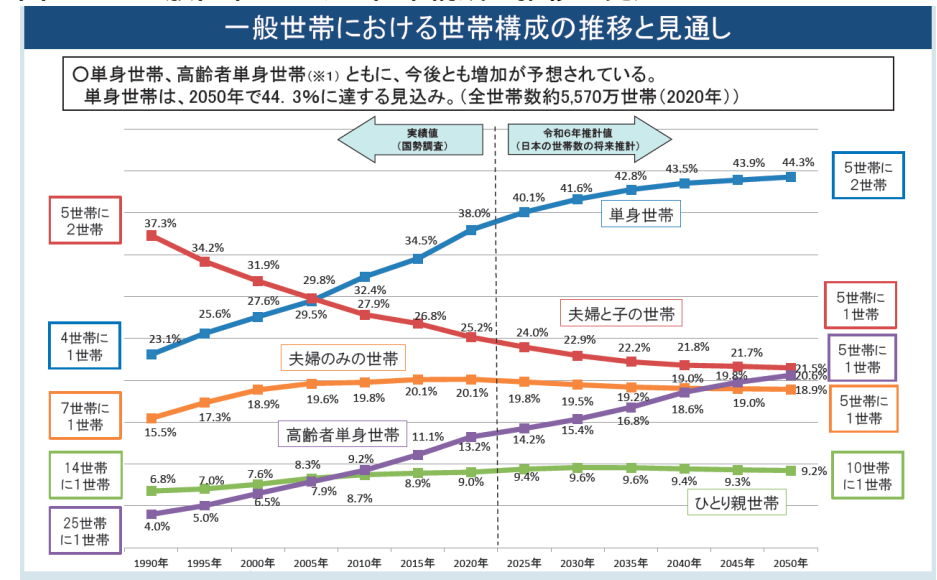
生活困窮と世帯構造の変化

国全体では、労働力人口・就業者数・雇用者数が高水準にある一方、生活困窮は雇用の有無だけでは捉えきれず、仕事、住まい、家計等の課題が重なって表れる。

東京都の整理でも、年間所得500万円未満世帯の割合上昇や100万～300万円の低所得層の増加傾向が示されており、生活基盤の不安定さが広がっている。加えて、厚生労働白書では、単身世帯は2050年に一般世帯の44.3%、高齢者単身世帯は20.6%に達すると見込まれており、家族内で支え合う基盤そのものが弱まっていくことが示されている。

東京都のような大都市では、とりわけ住宅費負担の重さが生活維持を難しくしやすく、失業や病気、物価高騰など一つの出来事が生活危機に直結しやすい。生活困窮は所得水準だけでなく、単身世帯化、高齢単身化、生活コストの高さ、家族による支え合いの弱まりが重なって生じる構造問題として捉える必要がある。

図9-1-1 一般世帯における世帯構成の推移と見通し



厚生労働省「厚生労働白書」

孤立・ひきこもりの長期化と支援接続の課題

東京都では、孤立やひきこもりを、生活困窮、就労、健康、家族関係、地域とのつながりの弱まりと結びつけた複合課題として位置づけている。

都の世論調査では、ひきこもりは「誰にでも起こりうる」との認識が72%に達する一方、自身がひきこもり状態になった場合の相談先は「家族」が49%で最も多く、「相談しない、できないと思う」が20%ある。さらに、「区市町村のひきこもり支援窓口」を知っている者は14%、「東京都ひきこもりサポートネット」は12%にとどまり、公的支援につながる前段階で相談先の見えにくさが大きな障壁になっている。

国や関係団体の整理では、ひきこもりは若年層に限らず、15～64歳の50人に1人、平均期間12.2年、家族の平均年齢65歳超とされ、長期化・高年齢化が進んでいる。

厚生労働白書では地域共生社会の実現が示され、国土交通白書でも地域交通、住まい、買い物、医療・福祉・介護等を支える地域生活圏の形成が重視されており、孤立対策も相談支援だけでなく、居場所や地域参加の基盤づくりと一体で進める必要がある。

就労困難層の拡大と就労支援の再構築

国の雇用情勢は改善基調にあり、労働経済白書では2024年の完全失業率は2.5%とされる。

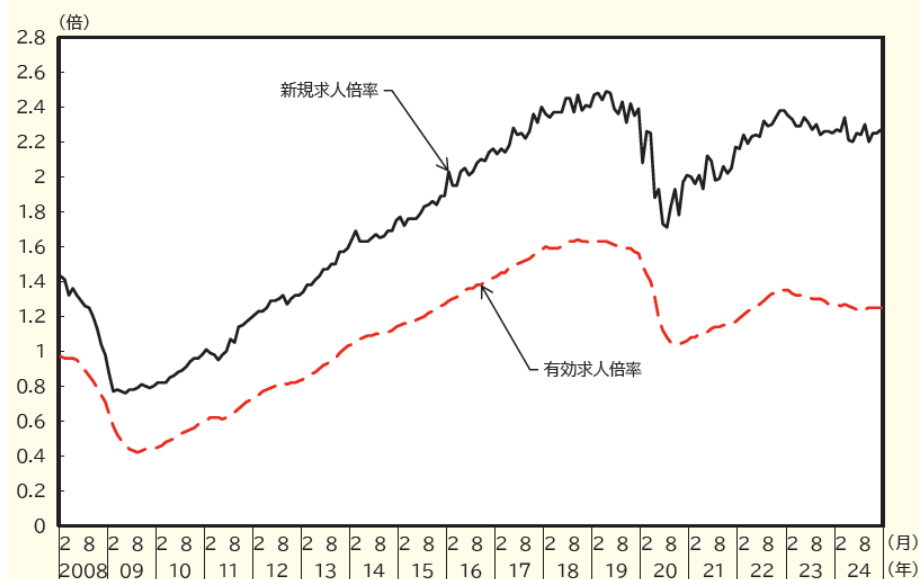
一方で、少子高齢化・人口減少の下で、人手不足は企業規模を問わず広がっており、国土交通白書では建設、運輸、物流など生活基盤を支える分野で担い手不足等によるサービス供給制約が懸念されている。

東京都資料では、就労困難層は統計に表れにくく、住まい、家計、孤立、ひきこもり、長期離職など複数の課題を抱えやすいと整理されている。厚生労働省の生活困窮者自立支援制度でも、相談者は就労だけでなく、住まい、家計、孤立の課題が複合化していることを前提に支援が組まれている。つまり、雇用指標が改善していても、就労困難層が直ちに働けることを意味するわけではない。

今後、労働力人口の減少が進む中では、多様な人材の参画を支えることが不可欠であり、東京都においても、就労支援は求人紹介中心ではなく、就労準備支援、家計改善支援、生活基盤の安定、就職後の定着支援まで含めた伴走型支援として再構築していく必要がある。

図9-3-1 新規求人倍率及び有効求人倍率の推移

○ 有効求人倍率は11年連続で1倍超え。



資料出所 厚生労働省「職業安定業務統計」をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて作成

(注) データは季節調整値。

厚生労働省「令和7年労働経済の分析」

住まいの不安定化と居住支援の課題

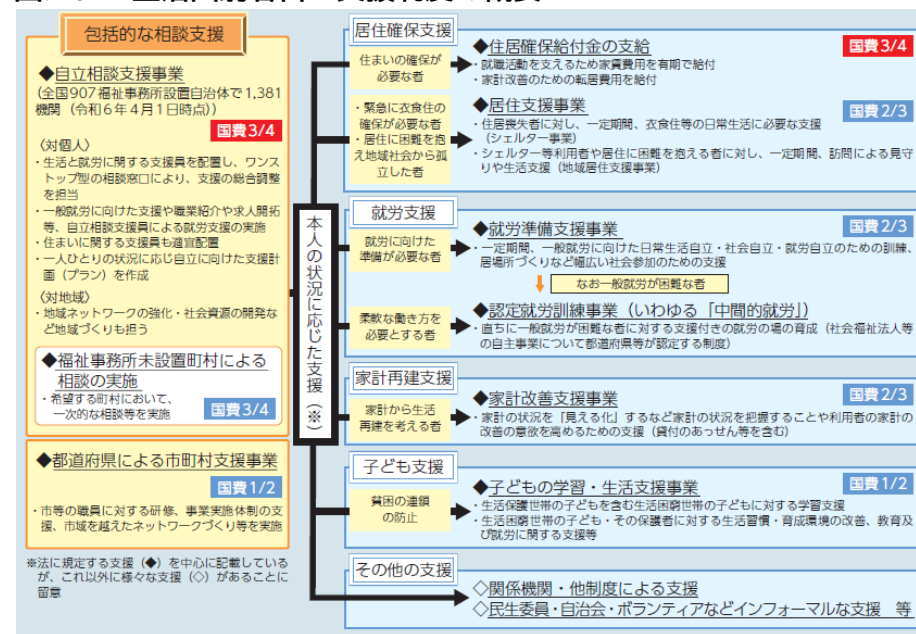
東京都では、住宅費負担の重さが生活困窮の大きな入口となっており、家賃の継続負担が困難になることが生活の不安定化につながりやすい。

国土交通白書では、住宅確保要配慮者として低額所得者、高齢者、障害者、外国人等を位置づけ、民間賃貸住宅への円滑な入居を促進するため、セーフティネット登録住宅や居住支援法人、居住支援協議会を通じた支援体制整備を進めている。これは、高齢単身者や低所得者などが住まいの確保に困難を抱えやすい現実を背景としたものである。

東京都では、路上生活だけでなく、ネットカフェ等での不安定居住も課題であり、東京ささエール住宅や居住支援法人の活用を進めているが、登録戸数や自治体間の取組状況には差がある。

今後は、公営住宅を基盤としつつ、民間賃貸住宅の活用を広げ、住宅部局と福祉部局、居住支援法人、地域関係者が連携し、住まいの確保から入居後支援まで切れ目なくつなぐ体制を強化していくことが重要である。

図9-3-1 生活困窮者自立支援制度の概要



厚生労働省「令和7年版厚生労働白書」

要約

都市防災・減災と 地域防災力

- 国は感染症法改正や新法に基づき、危機対応医薬品の研究開発や生産体制を整備。都は東京iCDC体制や感染症医療体制戦略ボードを整え、平時からの情報収集やゲノムサーベイランス等の監視体制を強化しています。
- 東京都は結核等の重点感染症や予防接種推進を図り、危機発生時には病床6,000床、発熱外来4,900機関、宿泊療養9,500室など段階別の提供体制と、妊産婦等の配慮が必要な患者類型ごとの対応を具体的に確保しています。

感染症危機管理と 公衆衛生

- 国は高齢者の約3.6人に1人が認知症等となる時代を迎え、基本法に沿った新しい認知症観の普及と対話が重要です。8050問題等の複合課題を見据え、介護保険の枠を超えた包括的支援を地域毎に築きます。
- 令和32年に急増する単身高齢者に備え、成年後見や終身サポート等の権利擁護を強化しています。また、都は、ヘルパーの暑さ対策等のサービス継続支援を実施しています。

災害の激甚化・複合化への対応強化

国では、令和6年能登半島地震と同年9月の大雨を踏まえ、防災体制の見直しを進めている。

能登半島地震では、死者・行方不明者594名、全壊住家約6千5百棟の被害が生じ、その後の大雨では浸水や土砂災害、断水・停電が発生し、復旧と避難生活の長期化が課題となった。

防災白書では、半島特有のアクセス制約や高齢化地域という条件の下で、情報収集、孤立集落対応、物資輸送、避難所環境、福祉支援、NPO連携等の課題を整理している。加えて、首都直下地震や南海トラフ巨大地震など広域・大規模災害への備えとして、住宅耐震化、備蓄、避難、地域防災力向上を含む総合対策の強化が求められている。さらに、気候変動による豪雨災害の激甚化・頻発化を踏まえ、国土交通行政では「流域治水」を本格展開している。

東京都では、防災ホームページ上で、地震、風水害、大雪、火山、国民保護、感染症危機等に関する情報を発信するとともに、「東京くらし防災」「東京防災」や防災アプリを通じて、都民の備えを促している。

図10-1-1 「能登半島地震と他の地震災害における被害状況等の比較」

	阪神・淡路大震災	東日本大震災	熊本地震	能登半島地震 ^{注1}
発生年月日	1995年1月17日 午前5時46分	2011年3月11日 午後2時46分	前震：2016年4月14日 午後9時26分 本震：4月16日 午前1時25分	2024年1月1日 午後4時10分
地震規模	マグニチュード 7.3	モーメントマグニチュード 9.0	マグニチュード 6.5 マグニチュード 7.3	マグニチュード 7.6
死者・行方不明者 (うち災害関連死)	6,437名 (うち約900名)	22,332名 (うち約3,800名)	276名 (うち約220名)	594名 (うち364名) ※令和7年5月13日時点
全壊住家	約10万5千棟	約12万棟	約9千棟	約6千5百棟 ※令和7年5月13日時点

内閣府「令和7年防災白書」

図10-1-2 気候変動適応策の推進



東京都「東京都防災ホームページ・災害メニューの整理図」

都市機能を支える防災インフラの強化

国では、道路、橋梁、上下水道等の都市インフラについて、老朽化対策を単なる維持管理ではなく、災害時にも都市機能を維持し、避難・救助・物資輸送・生活再建を支える防災基盤の強化として進めている。

令和6年能登半島地震では、道路寸断や断水が被災地の孤立、避難生活の長期化、復旧活動の停滞を招き、ライフラインの耐震性と復旧力の重要性が改めて示された。防災白書では、上下水道、通信、道路、港湾等のインフラ・ライフラインの強靱化・耐震化・早期復旧の推進や、上下水道一体の支援体制の構築・充実を進めるべきと整理している。

国土交通白書でも、上下水道一体での復旧支援が示されている。また、老朽化が進む社会資本については、損傷が顕在化してから対処する事後保全ではなく、被害の未然防止と早期復旧につながる予防保全型メンテナンスへの転換が求められている。

東京都では、2022年12月に「TOKYO強靱化プロジェクト『100年先も安心』を目指して」を策定し、2023年12月にはアップグレード版を公表した。同プロジェクトは2040年代に目指す強靱化された東京の姿や、5つの危機と複合災害に対して取り組むべき事業を取りまとめたものであり、首都機能と都民生活を支える都市基盤の強化を進める方向性が示されている。

図10-1-2 TOKYO強靱化PROJECTアップグレード I のポイント



東京都「TOKYO強靱化PROJECTホームページ」

避難所環境の改善と在宅避難者支援

令和6年能登半島地震では、避難生活の質そのものが被災後の健康や生活再建を左右することが改めて示された。

防災白書では、避難所開設当初からのパーティションや段ボールベッドの設置、トイレ・入浴・洗濯など生活環境の早期確保、在宅避難者や車中泊避難者も含めた支援の必要性が整理されている。また、高齢者や障害者等の要配慮者支援に向けて、市町村による個別避難計画の作成が進められており、モデル事業や全国協議会を通じた普及が行われている。

能登半島地震では、DMAT、災害支援ナース、DWAT、保健師、NPO等が連携し、避難所だけでなく地域全体で被災者を支える必要性が明確になった。

東京都においても、「東京くらし防災」「東京防災」、東京都防災アプリ、東京マイ・タイムライン、マンション防災、富士山降灰特設サイト等を通じ、備えや避難行動に関する情報を平時から発信している。今後は、避難所中心の対応だけでなく、在宅避難や要配慮者支援、福祉との連携を一体的に進めることが重要である。

図10-3-1 令和6年度個別避難計画作成モデル事業について

令和6年度個別避難計画作成モデル事業について

1. 都道府県を対象とした加速化促進事業の実施

都道府県による市町村支援のため、地域の実情に応じた様々な取組事例を収集、整理し、都道府県による市町村支援を可能とするための知見やノウハウなどの基盤を整備し普及を図る。

・14自治体

〔北海道、秋田県、山形県、茨城県、東京都、神奈川県、山梨県、新潟県、富山県、滋賀県、
京都府、奈良県、佐賀県、長崎県〕

2. 都道府県個別避難計画推進会議の開催

全国都道府県の担当者の出席を得て、先進事例等の紹介、各都道府県の作成状況、市町村の取組状況を共有し、都道府県による市町村支援の促進を図る（年度内4回開催）。

・第1回 6月14日実施 ・第2回 9月4日実施 ・第3回 11月12日実施※ ・第4回 3月7日実施

※対面とオンラインの併用による開催

3. ピアサポート（サポーター等派遣）

先導的に取り組んでいる自治体職員をサポーターとして全国の自治体に派遣し、抱えている課題に対し、助言等を行い作成につなげる。

・57自治体

4. 普及啓発（内閣府において実施）

内閣府において、事業の成果について自治体、関係団体への更なる普及啓発、情報共有の促進を図る。

・ポータルサイトを開設し、関係通知、取組事例、様式、自治体で実施した研修の記録動画などを掲載

内閣府「令和7年防災白書」

自助・共助による地域防災力の底上げ

防災白書では、阪神・淡路大震災における救助者の77.1%が近隣住民等によるものであったことを踏まえ、自助・共助を基盤とした地域防災力の向上を重視している。

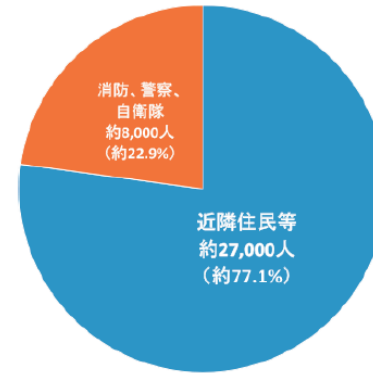
地区防災計画は令和6年4月時点で43都道府県244市区町村、2,727地区に広がっており、防災教育、防災訓練、地域防災リーダー育成等の取組が進められている。

一方、都市部では昼間人口が多く、首都直下地震時には大量の帰宅困難者が発生することから、地域住民だけでなく企業や施設管理者を含めた実践的な備えが不可欠である。

東京都では、「東京防災」「東京くらし防災」、東京都防災アプリ、帰宅困難者対策、キタコンDX、事業所防災リーダー等により、都民や事業者の備えを支援している。東京商工会議所も、中小企業のBCP策定率は約4割に留まり、備蓄や訓練も十分ではないことから、オールハザード型BCPやリーダー人材育成、地域防災協議会や消防団の強化を求めている。

今後は、地域と企業が平時から訓練や情報共有を重ね、発災時に具体的に動ける体制を築くことが、都市の防災実践力向上の鍵となる。

図10-4-1 阪神・淡路大震災における救助の主体と救助者数



内閣府「令和7年防災白書」

図10-4-2 地域防災計画の策定状況

>43都道府県、244市区町村、2,727地区
(R5年度に新たに定められた計画 298地区)

※調査対象：市区町村
※R6.4.1時点の集計値

都道府県名	市区町村数	地区数	都道府県名	市区町村数	地区数	都道府県名	市区町村数	地区数
北海道	13	60	石川県	1	1	岡山県	4	12
青森県	0	0	福井県	2	2	広島県	1	1
岩手県	5	50	山梨県	10	557	山口県	3	89
宮城県	3	61	長野県	15	115	徳島県	3	6
秋田県	2	2	岐阜県	7	27	香川県	5	44
山形県	6	80	静岡県	6	30	愛媛県	7	90
福島県	5	23	愛知県	9	38	高知県	3	46
茨城県	7	101	三重県	5	22	福岡県	9	99
栃木県	10	23	滋賀県	3	11	佐賀県	0	0
群馬県	3	35	京都府	4	50	長崎県	0	0
埼玉県	7	21	大阪府	5	92	熊本県	18	403
千葉県	3	17	兵庫県	9	186	大分県	0	0
東京都	11	190	奈良県	4	12	宮崎県	3	8
神奈川県	4	38	和歌山県	1	1	鹿児島県	18	68
新潟県	2	2	鳥取県	2	5	沖縄県	2	3
富山県	3	5	島根県	1	1	計	244	2,727

内閣府「令和7年防災白書」

感染症危機に備える国・都の司令塔機能と制度再構築

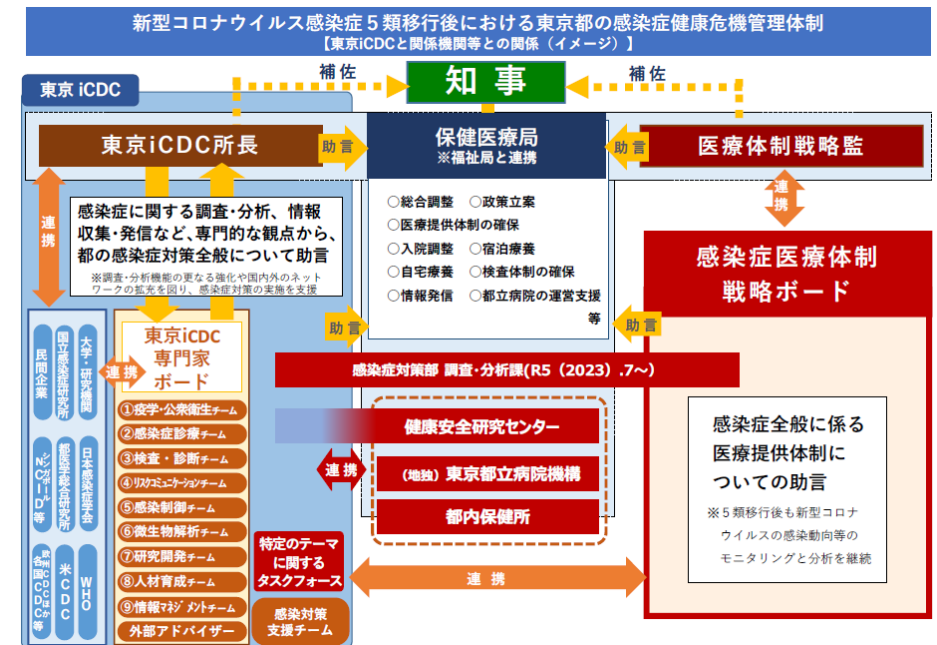
新型コロナウイルス感染症の経験を経て、感染症危機管理は、発生後の対応だけでなく、平時から備えを重ねる方向へ大きく転換している。

厚生労働白書でも、健康危機管理として、平時からの情報収集、危機対応マニュアルの整備、訓練、人材育成等の重要性が示されている。

国は感染症法改正を踏まえ、新興感染症の発生・まん延時に備えた保健・医療提供体制を整備するとともに、新しい資本主義実行計画2025年改訂版では、ワクチン、診断薬、治療薬等の感染症危機対応医薬品等(MCM)の研究開発や生産体制整備を進める方針を示している。

東京都も「未知の感染症にも揺るがない都市・東京」を掲げ、東京iCDC、感染症対策連絡会議、感染症対策連携協議会、感染症医療体制戦略ボードを中核とする体制を整備した。都は、保健所を地域の中核機関としつつ、新型コロナ対応で培った知見を踏まえ、広域的な入院調整や統一的な方針の策定等を行う体制を構築しており、国の制度改正を受けた危機管理体制の再整備が進んでいる。

図11-1-1 新型コロナウイルス感染症5類移行後における東京都の感染症健康危機管理体制



東京都「東京都感染症予防計画」

平時の感染症監視・情報収集・リスクコミュニケーションの強化

感染症危機管理の基盤となるのは、平時からの感染症監視と分かりやすい情報発信である。

厚生労働白書では、感染症発生動向調査が感染症対策の基盤とされ、国内外の流行状況を早期に把握し、医療提供や予防行動につなげる重要性が示されている。

東京都感染症予防計画では、感染症発生動向調査に加え、疑似症サーベイランス、感染症救急搬送サーベイランス、国内外情報収集、病原体検査、ゲノムサーベイランス等を実施し、健康安全研究センターが感染症情報センターとして患者発生状況や病原体情報を集約・分析・発信する体制を整えている。

東京都感染症情報センターでは、麻しん、エムポックス、手足口病、急性呼吸器感染症、インフルエンザ、新型コロナ等の流行状況を継続的に公表しており、平時からの可視化と注意喚起が定着している。加えて、東京都予防計画では、都民が正しい知識に基づき冷静に行動できるよう、分かりやすい情報提供や差別・偏見の防止を含むリスクコミュニケーションの推進を重視している。

予防接種と重点感染症対策による公衆衛生基盤の強化

公衆衛生の基盤を強化する上では、新興感染症への備えだけでなく、既存感染症の再興防止や予防接種の着実な実施が重要である。厚生労働白書では、感染症対策・予防接種の推進として、麻しん・風しん、結核、HIV/エイズ、性感染症、薬剤耐性(AMR)、インフルエンザ等が重点的に整理されている。

東京都感染症予防計画でも、麻しん・風しん、結核、HIV/エイズ、性感染症等を重点的に取り組む感染症として位置付けている。また、予防接種については、実施主体である区市町村による接種が着実に進むよう、都が制度周知や関係機関との連携、接種率向上に向けた支援を行うとしている。

東京都感染症情報センターでも麻しん増加等の情報が継続的に公表されており、ワクチンで予防可能な感染症への警戒は続いている。さらに、新しい資本主義実行計画2025年改訂版では、予防・健康づくりやデジタルヘルスの推進が示されており、公衆衛生分野でも予防的取組の強化が政策的に重視されている。

新興感染症発生時の医療提供体制と東京都の実装強化

新興感染症への対応では、病床確保に加え、発熱外来、自宅療養支援、宿泊療養、保健所体制まで一体として備えることが重要である。

厚生労働白書では、感染症法改正を踏まえ、都道府県と医療機関等との医療措置協定により、病床、検査体制、宿泊療養、自宅療養支援等を平時から準備する仕組みが整備されたとしている。

東京都感染症予防計画では、発生早期、流行初期、流行初期以降の段階に応じた医療提供体制を定め、流行初期以降の数値目標として、病床6,000床、発熱外来4,900機関、自宅療養者等対応として病院・診療所3,400機関、薬局4,800機関、訪問看護事業所1,200機関、宿泊療養施設9,500室、保健所体制4,387人を掲げている。さらに、妊産婦、小児、透析患者、精神疾患患者、高齢者施設・障害者施設入所者など、特に配慮が必要な患者類型ごとの対応も具体的に整理している。

東京都は、国の制度改正を踏まえ、段階別の医療提供体制と数値目標を設定している。

図11-4-1 東京都新型インフルエンザ等対策行動計画数値目標

数値目標設定の前提

- 本計画における新興感染症とは、感染症法で規定する新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症を指すが、新興感染症の性状、感染性などを事前に想定することは困難であるため、まずは現に発生し、これまでの教訓を生かせる**新型コロナへの対応を念頭に置く**こととする。この想定を超える事態の場合は、国の判断の下、当該感染症の特性に合わせて関係機関と連携し、機動的な対応を行う。
- 新興感染症の極めて**早期の段階においては**、重症度や感染性など病原体に関する情報、地域的な流行状況、法的に対応可能な範囲など、不確定要素も多く存在するため、**実際の新興感染症発生時の状況に応じて柔軟に対応**する。

目 標 値		①流行初期(発生の公表から3カ月を基本)		②流行初期以降(発生の公表から6カ月程度)	
		目標値	対応時期	目標値	対応時期
機 関 関 係	入院体制	4,000床	公表後1週間から3か月	6,000床	公表後6か月以内
	外来体制	1,000機関		4,900機関	
	病院・診療所	—		3,400機関	
	薬局	—		4,800機関	
	訪問事業者	—		1,200機関	
後方支援医療機関		—	—	310機関	
人材 派遣	医師	—	—	300人	
	看護師	—	—	160人	
物資の確保		協定締結医療機関等のうち8割以上の施設が、当該施設の使用量2か月分以上に当たる個人防護具(PPE)を備蓄			
人材の養成・資質の向上		【平時】協定締結医療機関、保健所職員及び都職員等に対する研修及び訓練を年1回以上実施			
検 査 体 制	地方衛生研究所	0.1万件/日 ・リアルタイムPCR 5台 ・全自動核酸抽出機器 9台	公表後1か月から3か月	0.1万件/日 ・リアルタイムPCR 5台 ・全自動核酸抽出機器 9台 ・全自動核酸検査機器 2台	公表後6か月以内
	医療機関	1万件/日		5.8万件/日	
	民間検査機関等				
宿泊療養施設		1,200室	公表後1か月から3か月	9,500室	公表後6か月以内
保健所体制 ※各保健所(区市町村)の合計 ※保健所ごとの内訳は別表2		想定業務量に対応する 人員確保数1,872人	公表後1か月	想定業務量に対応する 人員確保数4,387人	公表後6か月以内
		想定業務量に対応する 人員確保数2,642人	公表後1か月から3か月		
		【平時】IHEAT(注1)要員の確保数(注2)205人			

要約

脱炭素・気候変動適応・ 循環型社会

- 国は適応計画のもと熱中症ゼロや流域治水を推進し、2050年温室効果ガス実質ゼロに向けGX投資や省エネ適合義務化を加速。都も2035年の排出量60%削減など野心的な新目標を掲げて追従しています。
- 東京都は新築建物の太陽光発電義務化や既存住宅の断熱改修に加え、移動の脱炭素やSAF燃料導入を推進。さらに、一般廃棄物再資源化、リチウム電池安全回収等の循環経済を、都市や産業を活性化する柱に位置付けています。

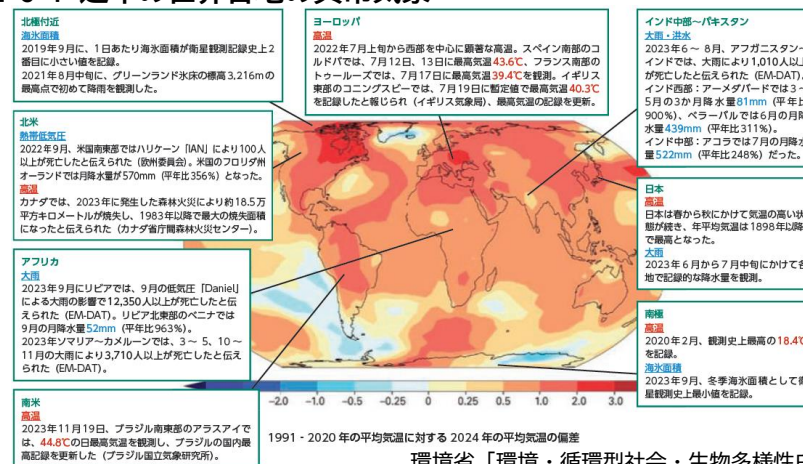
猛暑・豪雨等の深刻化と気候変動適応の強化

気候変動は将来の課題ではなく、既に都市生活に深刻な影響を及ぼしている。

国の白書では、2024年の世界平均気温は観測史上最高となり、日本でも年平均気温が1898年以降で最高となった。国内では夏の高温が顕著で、5月から9月の熱中症による救急搬送人員は97,578人と、調査開始以降最多を記録した。台風、豪雨、洪水、土砂災害等も頻発化・激甚化しており、気候変動への適応策の重要性は一層高まっている。国は、気候変動適応法及び気候変動適応計画に基づき、科学的知見の収集、地域の適応計画策定支援、熱中症対策実行計画の推進を進めている。

東京都も気候変動適応計画を改定し、自然災害、健康、農林水産業、水資源・水環境、自然環境の5分野で適応策を強化している。具体的には、熱中症対策ポータルサイトの立ち上げ、クーリングシェルター整備等に関する区市町村支援、TOKYO「熱中症ゼロへ」アクションの展開、東京都豪雨対策基本方針に基づく総合的な治水対策、高潮対策の検討、人工衛星データを活用した不適正盛土の検知等が進められている。脱炭素化の推進と並行して、既に生じているリスクから都民の生命・健康・生活を守る適応策を政策の柱として位置付けることが重要である。

図12-3-1 近年の世界各地の異常気象



環境省「環境・循環型社会・生物多様性白書」

図12-3-2 気候変動適応策の推進

2050年のあるべき姿

- 気候変動の影響によるリスクを最小化している
- 都民の生命・財産を守り、人々や企業から選ばれ続ける都市を実現している

自然災害	集中豪雨、台風等による浸水被害・土砂災害などを回避・軽減する環境が整備されている
健康	熱中症や感染症、大気汚染による健康被害などの気温上昇による健康影響が最小限に抑えられている
農林水産業	気温上昇や台風等の災害にも強い農林水産業が実現している
水資源・水環境	渇水や水質悪化等のリスクが低減され、高品質な水の安定供給や快適な水環境が実現している
自然環境	生物多様性への影響を最小限にし、豊かな自然環境が確保されている

2030年目標

都政及び都民・事業者の活動において、サステナブル・リカバリーの考え方や、デジタルトランスフォーメーションの視点も取り入れながら、気候変動の影響を受けるあらゆる分野で、気候変動による将来の影響を考慮した取組がされている

東京都「ゼロエミッション東京白書2024」

© 2026. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.

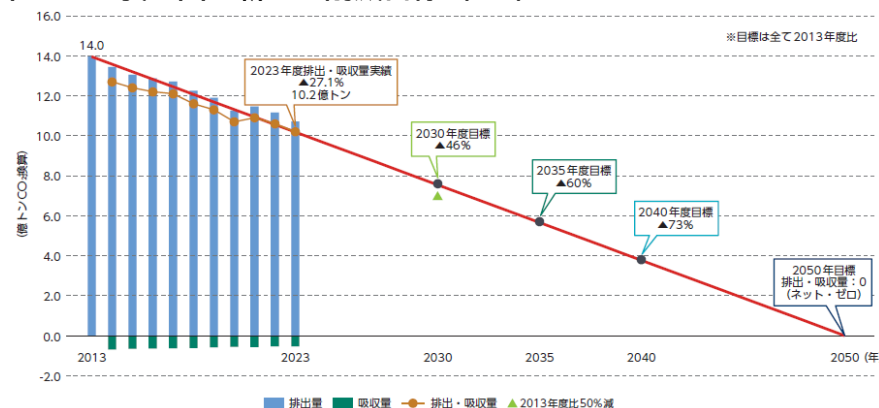
脱炭素社会への移行とGX・地域脱炭素

国は、2050年ネット・ゼロの実現を長期目標としつつ、2030年度46%削減に加え、2035年度60%削減、2040年度73%削減という新たな削減目標を設定し、脱炭素への移行を一段と加速させている。

2023年度の温室効果ガス排出・吸収量は10億1,700万トンCO₂換算で、2013年度比27.1%削減となっており、電源構成に占める再生可能エネルギーと原子力の合計割合も3割を超えた。他方で、目標達成には今後10年間で150兆円超のGX投資が必要とされ、GX経済移行債等を活用した20兆円規模の先行投資支援や、排出量取引制度、化石燃料賦課金等を組み合わせた成長志向型カーボンプライシングの具体化が進められている。

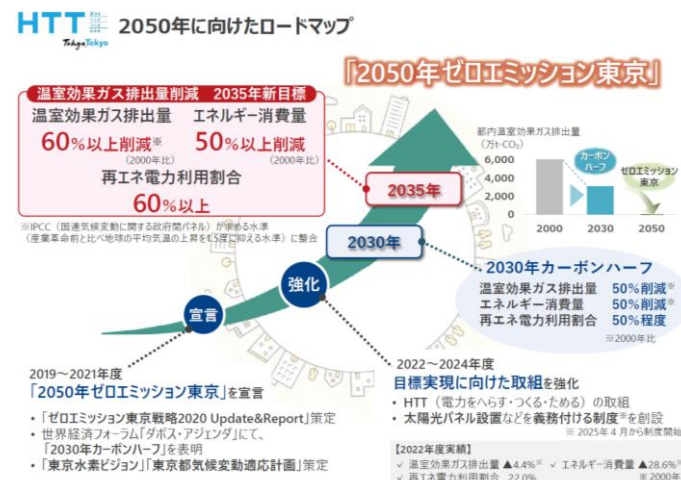
東京都においても、2030年カーボンハーフに加え、2050東京戦略で2035年温室効果ガス排出量60%以上削減、エネルギー消費量50%以上削減、再エネ電力利用割合60%以上の新目標を示した。さらに、太陽光発電設備導入量350万kW、次世代型ソーラーセル導入量約1GW、家庭用蓄電池385万kWh等も掲げている。国が制度と投資の枠組みを整え、東京都が都市政策として先行実装を進める構図が鮮明である。

図12-1-1 我が国の新たな削減目標（NDC）



環境省「環境・循環型社会・生物多様性白書」

図12-1-2 2050年に向けたロードマップ



東京都「ゼロエミッション東京白書2024」

都市活動の脱炭素化—建築物・住宅・モビリティの転換

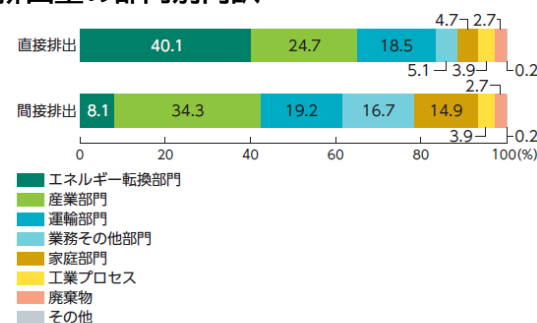
脱炭素化を実効性あるものとするには、都市活動の基盤を成す建築物、住宅、交通の構造転換が不可欠である。

国は、2030年度に家庭部門で66%、業務その他部門で51%のエネルギー起源CO₂削減を目指し、2025年度から新築住宅・小規模建築物を含めて省エネ基準適合を義務化し、2030年度以降は新築住宅・建築物でZEH・ZEB水準の省エネ性能確保を目指している。既存ストックについても、断熱改修や高効率給湯器の導入を支援し、建築物分野の脱炭素投資を進めている。

東京都では、2025年4月から新築戸建住宅等を対象に、太陽光発電設備の設置や断熱・省エネ性能確保等を求める新たな制度を開始し、建物の脱炭素化を制度面から強化している。また、都内CO₂排出量の7割超が建物由来であることを踏まえ、東京ゼロエミ住宅の普及や既存住宅への断熱改修支援も展開している。

モビリティ分野では、2023年度の都内乗用車新車販売に占める非ガソリン車割合は62.5%、ZEV割合は7.6%となり、公共用急速充電設備は597口、集合住宅用充電設備は2,959口まで拡大した。建物と移動の双方で、都市生活そのものの脱炭素化が進んでいる段階である。

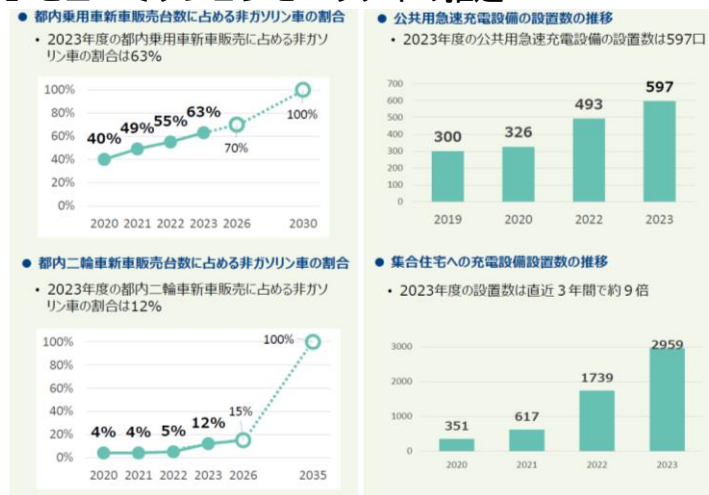
図12-2-1 CO₂排出量の部門別内訳



注1：直接排出とは、発電及び熱発生に伴うエネルギー起源CO₂排出量を、その生産者側の排出として計上した値（電気・熱配分前）
 注2：間接排出とは、発電及び熱発生に伴うエネルギー起源CO₂排出量を、その消費量に応じて各部門に配分した値（電気・熱配分後）

環境省「環境・循環型社会・生物多様性白書」

図12-2-2 ゼロエミッションモビリティの推進



東京都「ゼロエミッション東京白書2024」

資源循環の高度化と統合的推進

国は、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会から脱却し、資源や製品の価値を維持・回復しながら循環利用する循環経済への移行を進めている。

2024年8月には第五次循環型社会形成推進基本計画を策定し、資源生産性、再生可能資源及び循環資源の投入割合、入口側・出口側の循環利用率、最終処分量等の目標を設定した。さらに同年末には「循環経済への移行加速化パッケージ」を取りまとめ、動静脈連携、再生材利用、地域資源循環システムの構築、情報開示ルール整備等を推進している。個別制度では、再資源化事業等高度化法、プラスチック資源循環促進法、太陽光発電設備リサイクル制度の検討、小型リチウムイオン電池等の適正回収など、対象製品の拡大と高度化が進んでいる。

東京都でも、2030年度の一般廃棄物リサイクル率37%、家庭と大規模オフィスビルからのプラスチック焼却量40%削減、食品ロス50%削減を掲げ、2022年度時点で食品ロスは58.3%削減と既に目標を上回っている。加えて、住宅用太陽光パネルの高度循環利用、小型リチウムイオン電池の安全な回収・処理、廃食用油を原料としたSAFサプライチェーン構築支援等を進めている。循環経済を、環境政策にとどまらず産業政策・地域活性化につながる都市政策として位置付けている点が特徴である。

図12-4-1 近年の世界各地の異常気象

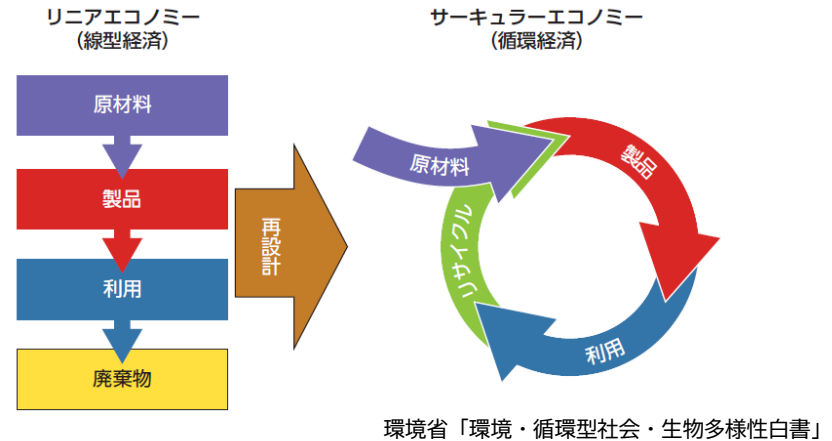


図12-4-2 持続可能な資源利用の実現

2030年目標と実績

目標		実績	
		2021年度	2022年度
一般廃棄物のリサイクル率	37% (中間目標: 2025年度 31%)	25.2%	24.8%
家庭と大規模オフィスビルからのプラスチック焼却量 (2017年度比)	40%削減 (2017年度 約70万t)	約70万t	約70万t
食品ロス発生量 (2000年度比)	50%	51.6%削減 (約36.8万t)	58.3%削減 (約31.7万t)

要約

地域コミュニティ ・多文化共生

- 国は、物価高や人手不足を克服するため、中小企業の価格転嫁や省力化投資、観光地・観光産業の高付加価値化を推進し、従来の保存のみから住民や観光客を惹きつける「文化財の活用の好循環」への転換を急いでいます。
- 東京都は中小企業が約99%を占め、外国人観光客の消費額が2兆円を超える巨大市場です。都は、人手不足を補う外国人労働者の受入が進むサービス業等の経営基盤強化と、交流需要を地域に促す商店街再生を進めています。

地域産業・商店街 ・観光・文化

- 国は高齢者の約3.6人に1人が認知症等となる時代を迎え、基本法に沿った新しい認知症観の普及と対話が重要です。8050問題等の複合課題を見据え、介護保険の枠を超えた包括的支援を地域毎に築きます。
- 令和32年に急増する単身高齢者に備え、成年後見や終身サポート等の権利擁護を強化しています。また、都は、ヘルパーの暑さ対策等のサービス継続支援を実施しています。

地域コミュニティを取り巻く環境変化と期待される役割

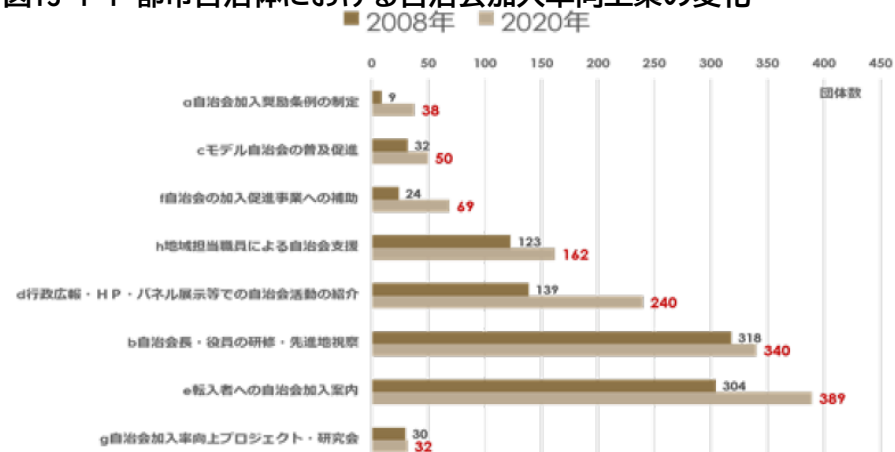
国では、地域福祉や防災など、地域で支え合う必要がある課題が複雑化する一方、地域コミュニティの中心を担ってきた自治会・町内会では加入率の低下や担い手不足が進み、従来どおりの運営では地域ニーズに十分応えにくくなっていると整理している。

自治会加入率は平成22年度の78.0%から令和2年度には71.7%へ低下し、課題としては「役員・運営の担い手不足」86.1%、「役員の高齢化」82.8%、「近所付き合いの希薄化」59.2%が上位を占める。

一方で、自治体が今後、地域コミュニティに期待する分野は、防災・危機管理58.6%、地域福祉49.6%と高く、催事や連絡伝達中心の活動から、生活支援や安全確保へと期待の重心が移っている。背景としては、単身世帯や高齢単身世帯の増加、女性や高齢者の就業率上昇など、ライフスタイルの変化が地域活動に関わる機会や時間の減少につながっている可能性が指摘されている。

こうした中、国は自治会等だけでなく、NPO、企業、学校、地域運営組織など多様な主体が強みを持ち寄り、地域全体で支える枠組みを重視している。

図13-1-1 都市自治体における自治会加入率向上策の変化



「『地域コミュニティに関する研究会』報告書」

図13-1-2 自治会の現在の課題

自治会の現在の課題	団体数	割合
全体	1,142	—
役員・運営の担い手不足	984	86.1%
役員の高齢化	946	82.8%
近所付き合いの希薄化	676	59.2%
加入率の低下	608	53.3%
行政からの依頼事項が多い	414	36.2%

「『地域コミュニティに関する研究会』報告書」

地域コミュニティの持続可能性向上に向けたデジタル化と負担軽減

地域コミュニティの持続可能性を高めるうえで、国はデジタル化と自治会負担の軽減を重要な論点としている。自治会等のデジタル化はまだ限定的で、市区町村が把握する活用状況はホームページ14.4%、電子メール13.0%、LINE等の汎用的なアプリ12.3%にとどまり、75.1%が「該当なし」としている。

一方で、有効と考えられる分野としては、災害時の安否確認72.1%、電子回覧板による情報伝達の速達性の確立・事務の簡素化60.8%、地域活動の見える化・情報発信43.7%が挙げられており、平時の効率化だけでなく、非常時対応や参加促進にも資することが期待されている。他方、最大の課題は「住民の多くが操作等に不慣れである」41.2%であり、高齢者を含め誰も取り残さない情報のバリアフリー化が前提となる。

また、自治会負担の背景には、広報物配布、委員推薦、会議出席などの行政協力業務がある。市区町村では活動場所の提供支援31.9%、担当窓口の一元化18.8%、広報物の直接配布15.9%などの負担軽減策が進められており、今後は市区町村による業務の棚卸しや依頼方法の見直しを通じて、自治会に過度に負担が集中しない仕組みへ改めていくことが重要である。

図13-2-1 市区町村における自治会等のデジタル化状況の把握

	回答団体数	割合（※1）
1. 電子メールの活用	226	13.0%
2. ホームページの活用	250	14.4%
3. 汎用的なアプリ（LINE、Facebook 等）の活用	215	12.3%
4. 自治会向け専用アプリの活用	26	1.5%
5. Web 会議システムの活用	77	4.4%
6. その他（※2）	54	3.1%
0. 該当なし	1,307	75.1%

「『地域コミュニティに関する研究会』報告書」

図13-2-2 デジタル化を推進する場合、最も課題となると認識していること

	回答団体数	割合
1. デジタル機器を保有していない住民が多い。	225	12.9%
2. 住民の多くが操作等に不慣れである。	717	41.2%
3. 従来のアナログ対応で不都合が生じておらず、導入のメリットが感じられない。	168	9.6%
4. 導入費や維持費が不明であり、自治会の財政を圧迫する可能性がある。	316	18.2%
5. デジタル化を推進してくれる人材を見つけるのが難しい。	226	13.0%
6. その他（※）	89	5.1%

「『地域コミュニティに関する研究会』報告書」

多文化共生政策の基本的方向性と東京都の支援基盤

国は「地域における多文化共生推進プラン」において、多文化共生を、国籍や民族などの異なる人々が互いの文化的差異を認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくことと位置づけている。

背景には、外国人登録者数が平成16年末で約200万人となり、この10年間で約1.5倍に増加したことがあり、今後のグローバル化の進展や人口減少傾向を踏まえると、外国人住民施策は一部自治体に限らず全国的な課題になるとの認識が示された。国が示す施策の柱は、①コミュニケーション支援、②生活支援、③多文化共生の地域づくり、④推進体制の整備の4本柱である。

東京都においても、多文化共生ポータルサイトを通じ、生活情報、相談、防災、日本語学習、やさしい日本語、支援・交流団体検索などの情報を案内しているほか、地域日本語教育、多文化共生コーディネーター研修、災害時の外国人支援に関する項目も掲載している。国が示す基本的な考え方を踏まえつつ、都が外国人住民の生活や地域社会との接点に関わる情報提供を進めている構図として整理できる。

図13-3-1 東京都多文化共生ポータルサイト



東京都「多文化共生ポータルサイト」

物価高・人手不足下で進む地域産業の経営基盤強化

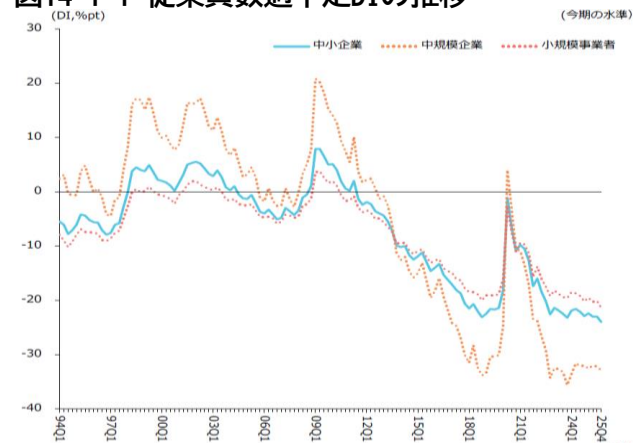
国では、日本経済の持続的成長のために、中小企業の持続的な賃上げと「稼ぐ力」の強化が重要課題とされている。

中小企業白書では、価格転嫁の推進、成長投資、事業承継・M&A、AI活用やデジタル化によって、付加価値額の増加と労働投入量の最適化を同時に進めることが重要と整理されている。2025年の春季労使交渉における賃上げ率は全規模5.25%、中小組合4.65%となり、最低賃金の全国加重平均額も1,121円に上昇した。

一方で、中小企業は大企業に比べ賃上げ余力が乏しく、持続的賃上げには原資確保が不可欠である。人手不足感も強く、従業員数過不足DIは不足超が続き、将来的にも15～64歳人口の減少により、中小企業の雇用者数は2040年に2018年比で約8～16%低下する可能性が示されている。

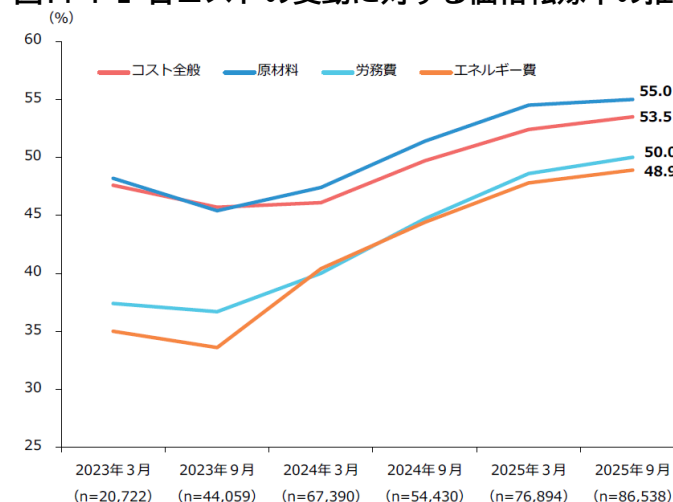
東京都でも企業数の98.8%を中小企業が占め、地域経済を支える主体は圧倒的に中小企業である。国の地方創生2.0や新しい資本主義でも、地方経済の持続的成長には中小企業の生産性向上、省力化投資、賃上げ環境整備が中核に位置付けられており、地域産業政策においても、事業継続支援に加え、経営基盤の質的転換を促す視点が重要となっている。

図14-1-1 従業員数過不足DIの推移



中小企業庁「中小企業白書2026」

図14-1-2 各コストの変動に対する価格転嫁率の推移



中小企業庁「中小企業白書2026」

小売・サービス業の足踏みと商店街の再生

商店街や地域商業を取り巻く環境は、コロナ禍後の回復局面を経て、足元では厳しさを残している。

中小企業白書では、小売業・サービス業の業況判断DIは2020年の急落後に持ち直したものの、2023年上半期以降はほとんどの業種で足踏み傾向が続いている。2025年の倒産件数は10,300件で、業種別構成比では「サービス業他」が33.8%と最も高く、次いで建設業19.6%、製造業11.5%、小売業11.4%、卸売業11.1%となっている。2024年度の開業率は3.8%、廃業率は3.7%で拮抗しており、地域商業の維持には既存事業者支援と新陳代謝の両立が必要である。

また、価格交渉促進月間フォローアップ調査では、発注側企業の業種別集計として、小売48.8%、卸売51.2%、飲食サービス59.4%とされており、対消費者取引を多く含む業種ほど価格転嫁に苦慮している可能性がうかがえる。

一方、観光白書では日本人国内旅行消費額が2024年に25.1兆円と過去最高となっており、地域商店街や小売、飲食サービスはこうした交流需要を地域消費へ結び付ける受け皿でもある。国の商店街活性化支援は、社会課題解決や地域価値向上に向けた面的伴走支援へと重心を移しており、商店街を地域生活と交流の基盤として再評価する視点が重要となっている。

図14-2-1 業況判断DIの推移（企業規模別）

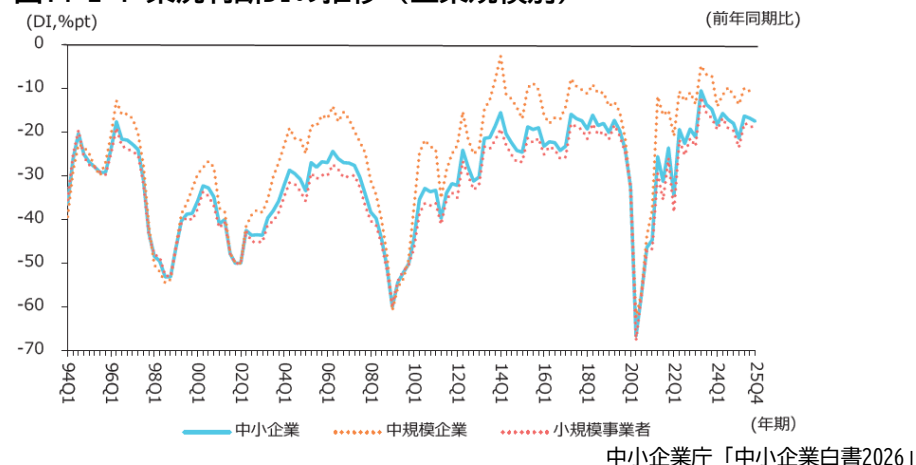
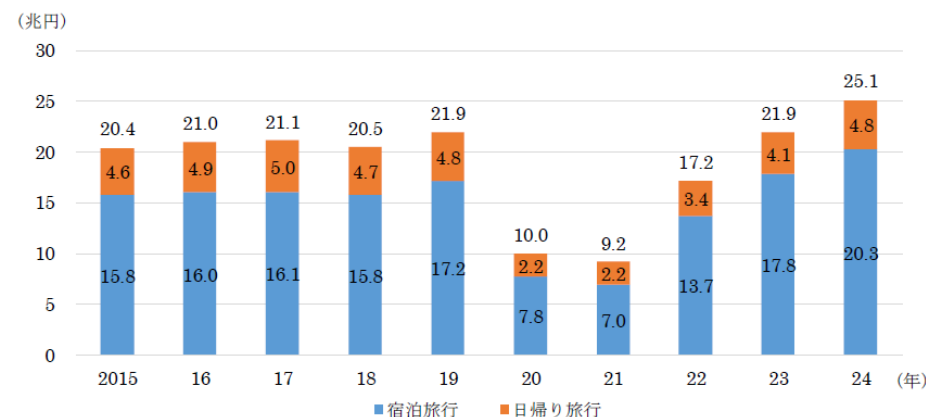


図14-2-2 日本人国内旅行消費額の推移



資料：観光庁「旅行・観光消費動向調査」

注1：2024年は速報値。

訪日観光は過去最高、課題は地方への波及と受入基盤

観光分野では、国全体として需要回復が鮮明であり、インバウンドは新たな成長局面に入っている。観光白書によれば、2024年の訪日外国人旅行者数は3,687万人、訪日外国人旅行消費額は8兆1,257億円で、いずれも過去最高を更新した。

国・地域別では、韓国882万人、中国698万人、台湾604万人、米国272万人などが多く、東アジアを中心に欧米豪も拡大している。国内観光も堅調で、日本人国内旅行消費額は25.1兆円と過去最高に達した。一方で、外国人延べ宿泊者数は三大都市圏が69.4%、地方部は30.6%にとどまっており、需要の地域間偏在が続いている。

東京都は、2024年の訪都外国人旅行者数が2,479万人、2023年の訪都外国人旅行者消費額が2.8兆円に上る巨大市場を形成している。東京は日本の玄関口機能を担う一方で、地方への周遊や波及をどうつくるかが全国的課題である。

観光白書でも、地方誘客に効果の高いコンテンツ整備、戦略的プロモーション、受入環境整備が重点施策として位置付けられている。今後は、訪日客数そのものの増加だけでなく、都市部に集中する人流と消費を地方へつなぎ、全国的な観光の裾野を広げる取組が重要になる。

図14-3-1 訪日外国人旅行者数の推移

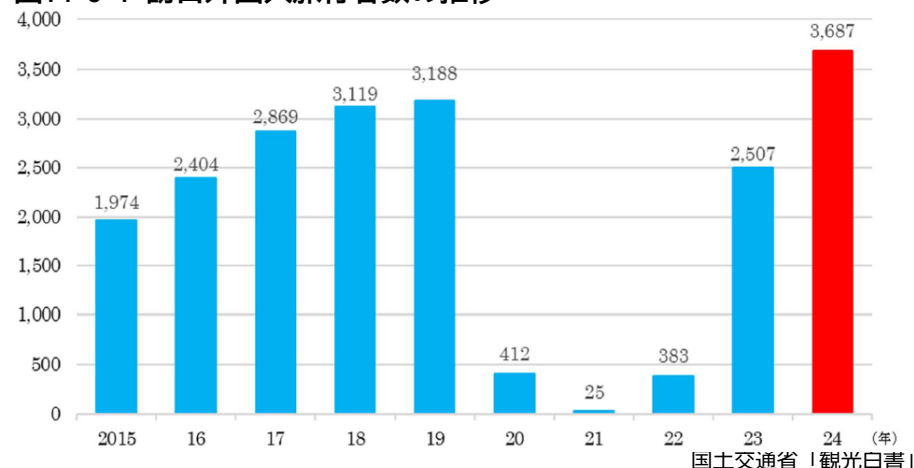
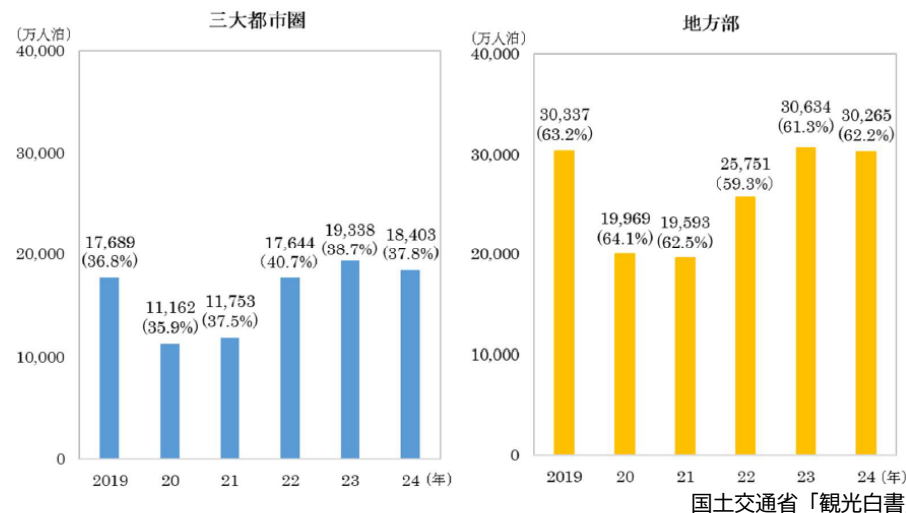


図14-3-2 三大都市圏及び地方部の外国人延べ宿泊者数の推移



観光産業の回復を支える高付加価値化と人材確保

観光需要の回復が進む一方で、宿泊業や飲食サービス業には人手不足と低生産性という構造課題が残っている。

観光白書によれば、宿泊業の売上高はコロナ禍による急落後、回復傾向にあるが、雇用人員判断DIでは宿泊・飲食サービス分野の人手不足感が極めて強い。宿泊業の年間賃金総支給額は2024年で370万円と、全産業平均487万円を下回る。

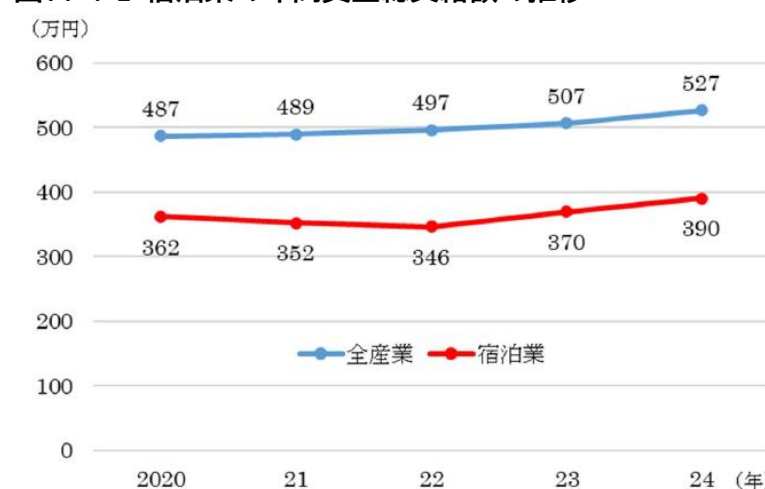
また、宿泊業の労働生産性は2023年度429万円で、全産業773万円に比べて低い水準にとどまる。需要が戻っても、処遇改善と生産性向上が伴わなければ持続的な産業成長にはつながりにくい。

国は、地域一体となった観光地・観光産業の再生・高付加価値化、観光DX、人材育成・確保を重点施策として進めており、宿泊業については「高付加価値化のための経営ガイドライン」に沿った経営への転換を促している。地方創生2.0でも、地域資源の高付加価値化とインバウンド需要の取り込みは地方経済を支える柱の一つとされている。今後は、単に観光需要を受け止めるだけでなく、デジタル活用や設備投資、単価向上を通じて、観光産業自体を持続的に賃上げ可能な高付加価値型産業へ転換していくことが重要となる。

図14-4-1 雇用人員判断DI（宿泊・飲食サービス）



図14-4-2 宿泊業の年間賃金総支給額の推移



文化財を「保存」から「発信・活用の循環」へ

文化資源については、保存に加えて地域振興や観光振興につながる活用の視点が重要になっている。

文化財の効果的な発信・活用ガイドブックでは、文化財保護法の目的として「保存」と「活用」の双方を進めることが示され、近年は文化財の活用が地域振興・観光振興・地方創生にも資すると整理している。重要なのは、文化財を単に公開するだけでなく、地域資源として魅力を引き出し、「保存」と「活用」が相乗効果を生む循環をつくることである。活用を通じて住民理解、管理体制、資金確保が進み、それが再び保存を支える構造が望ましいとされる。

また、成果につなげるには、何を目的とし、誰に向け、何を伝え、誰が、いつ、どこで、どのように実施するかという「6W2H」の整理が重要である。観光白書でも、日本遺産、文化観光拠点、文化資源の磨き上げ、多言語化等が進められ、文化観光は地方誘客や高付加価値化の柱とされている。

人口減少や担い手不足が進む中で、文化資源は保存対象であるだけでなく、来訪・学び・消費・地域への誇りを生み出す資産でもある。今後は、文化財単体ではなく、景観、歴史、食、体験などと組み合わせ地域物語として発信・活用していく考え方がより重要となる。

図14-5-1 「保存」と「活用」のサイクル図

コラム

2

『保存』と『活用』のサイクル

文化財を地域振興・観光振興等に活用する際には、その価値が損なわれないように適切な管理が必要であり、『活用』を繰り返すことにより文化財の価値が減退してしまえば本末転倒です。

文化財を良好な状態で維持し、次世代にその価値を継承しつつ魅力を発信するに当たっては、上記のとおり文化財を『保存』することを前提としながらも、単なる公開にとどまらず、『地域振興等への活用』も含めた積極的な活用を図り、それを通じて文化財の保存に係る体制・基盤が整備され、それがまた文化財の活用につながるという、いわば『保存』と『活用』の双方が相乗効果を生み出すサイクルが構築されていることが望まれます。

一般論として、文化財の『保存』と『活用』のサイクルの構築を図ることは、国民・住民が文化財への理解を深めることのみならず、下記①～③の3つの相乗効果を生むことが期待されます。（なお、①～③は、文化財の種類や周辺環境等の諸条件によっては慎重に考慮する必要がある場合もあります）

相乗効果① 地域の活動促進・活発化

文化財の本来の価値の継承に配慮しつつ、地域ニーズに沿った形で積極的な活用が図られることは、地域住民が当該文化財の意義をより身近に理解することにつながります。このことにより、当該文化財の保存のための財政支出に対する住民理解、民間からの寄付、地域住民・関係団体等による管理活動の促進に資すると考えられます。

相乗効果② 管理体制の確保

一般的に、物件の日常的な管理と活用は一体的であることが多いと言えます。このため、当初の用途・機能を終えた文化財については、活用されず放置されたままであると、日常的な点検・清掃・修繕等が行われず、劣化・風化してしまう危険性もあります。地域住民・関係団体等による積極的な活用により、文化財の日常的な管理体制の確保に寄与すると考えられます。

相乗効果③ 資金確保

指定・未指定を問わず、所有者の負担で保存していくことが困難になっている文化財も多いと考えられますが、これらを全て行政の限られた財源で保存することは困難と言えます。この場合、文化財を可能な範囲で積極的に公開し、さらに今日的なニーズに沿って積極的に活用することにより、新たに活用の対価としての料金を徴収する道が開け、保存のための資金確保につながると考えられます。

中小企業が支える東京経済と都市型産業の再編

東京都の産業構造は、日本全体の中でも中小企業集積と都市型サービス産業の厚みが際立っている。

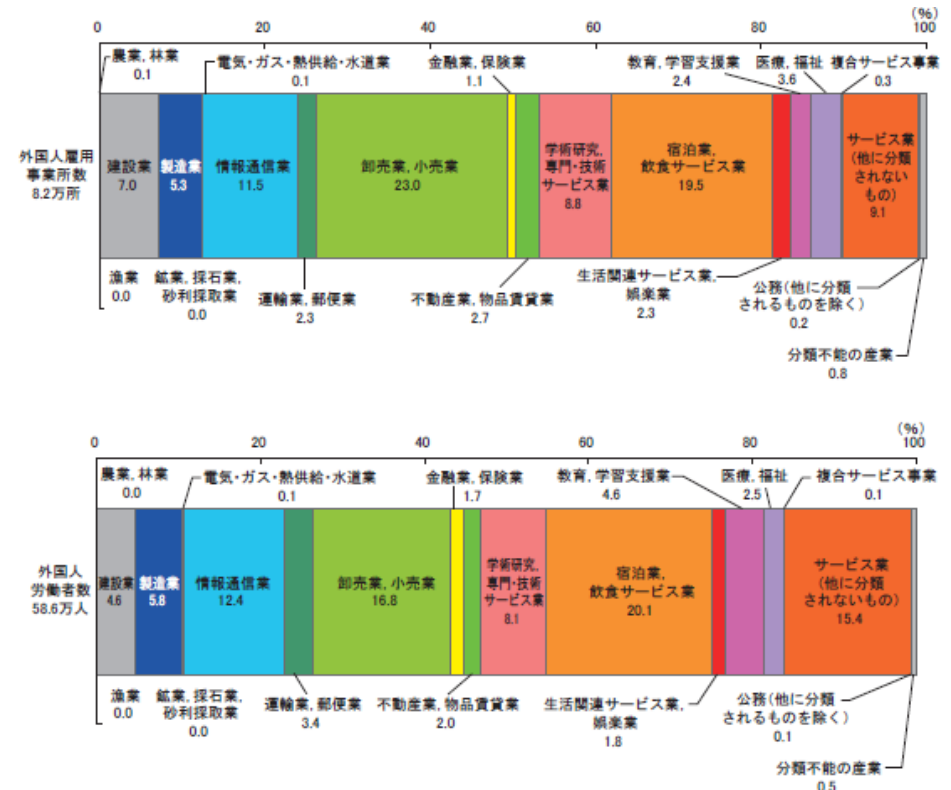
東京都産業労働局資料によれば、都内の事業所数は62.8万所、企業数は42.4万企業であり、中小企業比率は98.8%に達する。産業別には卸売・小売業、宿泊・飲食サービス業、情報通信業の集積が大きく、特に情報通信業は全国比で事業所数37.2%、従業者数54.7%を占める。

観光面でも、2024年の訪都外国人旅行者数は2,479万人、2023年の訪都外国人旅行者消費額は2.8兆円に達し、宿泊、飲食、小売、交通、文化サービス等に広く需要をもたらしている。

一方で、都内産業も人手不足や賃金上昇への対応が共通課題となっており、宿泊・飲食サービス業では外国人労働者の受入れが進んでいる。外国人労働者数は2024年に58.6万人に達し、「宿泊業、飲食サービス業」が20.1%と最も高い受入先となっている。中小企業白書でも、価格転嫁、生産性向上、省力化投資、事業承継、AI活用等の重要性が示されており、東京都の産業構造はこうした課題を先行的に抱える。

今後は、東京に集積する中小企業と都市型産業の強みを生かしながら、DX、多様な人材活用、高付加価値化を通じて持続的な成長基盤を形成していくことが重要となる。

図14-6-1 産業別外国人雇用事業所数・外国人労働者数構成比（東京、2024年）



東京都産業労働局「東京の産業と雇用就業2025」

要約

都市基盤・交通・みどり
・自治体経営/DX

- 国はインフラ老朽化に対し、技術職不足を踏まえて群マネや予防保全への転換を進めています。また、居住や公共交通、都市機能を近接させる「コンパクト・プラス・ネットワーク」による持続的なまちづくりを重視しています。
- 都や国は、深刻な運転手不足に備えライドシェアや自動運転などの交通DXを推進。さらに、GovTech東京による区市町村の共同調達や、みどりと脱炭素化を一体で進める持続可能な自治体経営に注力しています。

社会資本の老朽化対策・インフラマネジメント

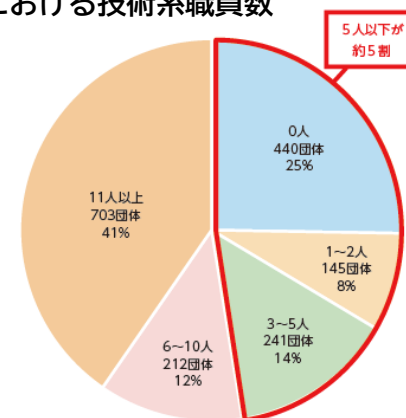
国では、人口減少、担い手不足、物価高を背景に、社会資本の老朽化対策を重要課題として位置付けている。

令和7年版国土交通白書は、埼玉県八潮市の道路陥没事故も踏まえ、インフラ機能を将来にわたり維持するため、事後保全から予防保全型メンテナンスへの転換を加速する必要があるとしている。

地方公共団体では常勤職員数が長期的に減少し、市区町村の技術系職員は「0人」が25%、「5人以下」が約5割を占めるなど、維持更新を担う体制の脆弱化が顕著である。こうした中、道路、河川、上下水道、公園等を個別に管理するのではなく、広域・複数・多分野のインフラを「群」として捉える地域インフラ群再生戦略マネジメント、いわゆる群マネが推進されている。加えて、地方財政白書では、普通会計が負担すべき借入金残高は令和6年度末で179兆5,246億円とされ、依然として高い水準にある。

東京都においても、一般会計規模が大きい中で、都市基盤更新や災害対応等に継続的な財政需要が見込まれ、限られた人材と財源の下で、維持更新の優先順位付けや新技術の活用が一層重要となっている。

図15-1-1 市町村における技術系職員数



国土交通省「令和7年版 国土交通白書」

図15-1-2 八潮市の道路陥没事故の対応

○八潮市の道路陥没事故の対応

2025年1月28日、埼玉県八潮市で流域下水道管の破損に起因すると考えられる道路陥没事故が発生し、トラックが巻き込まれた。さらに、一時は約120万人に下水道（洗濯や入浴）の使用自粛が求められるなど、大きな影響が発生した。国土交通省では同様の事故の発生を未然に防ぎ、国民の安全・安心が得られるよう、全国の地方公共団体に対して下水道管路の全国特別重点調査の実施を要請している。また、地下管路の施設管理のあり方などを検討する有識者委員会を設置し、2025年度にかけて引き続き検討を進めることとしている。

○これからのインフラ老朽化対策の重要性

埼玉県八潮市で発生した陥没事故のような下水道管に起因する道路陥没等は、2022年度には全国で、約2,600件発生している。

我が国では、2012年の笹子トンネル天井板崩落事故を受け、所管のインフラ全分野を対象に、点検ルールを明確化するとともに、メンテナンスサイクルを確立させるため、インフラ長寿命化計画を策定した。これに基づき定期的な点検・診断、修繕計画への反映、計画的な修繕などを推進してきた。

今後の老朽化対策にあたっては、人口減少に伴う財政への影響も踏まえ、中長期的な対策予算を低減・平準化するため、予防保全型メンテナンスへの転換を加速させるとともに、地域の将来像を考慮したインフラの集約・再編等を進める必要がある。

2025年6月の国土強靱化実施中期計画の策定においては、下水道の老朽化対策について、本件事故も踏まえて検討することが位置づけられており、今後、有識者委員会等での議論も踏まえ、インフラ老朽化対策に必要な対策の検討を進めることとしている。

国土交通省「令和7年版 国土交通白書」

都市構造再編と拠点形成（コンパクト・プラス・ネットワーク）

国は、人口減少社会における持続可能な地域づくりの方向性として、第三次国土形成計画で「デジタルとリアルが融合した地域生活圏の形成」と「シームレスな拠点連結型国土」を掲げている。

都市政策では、居住や都市機能を集約しつつ公共交通ネットワークで支える「コンパクト・プラス・ネットワーク」を重視しており、令和6年度末時点で立地適正化計画は636市町村、地域公共交通計画は1,184件が公表されている。背景には、人口減少の下で従来どおり市街地の広がりや施設配置を維持することが難しくなる一方、医療、福祉、商業、交通等の生活機能を持続させる必要があることがある。高松市では、鉄道駅を基軸としたバス路線再編により、便数を削減しつつも利用者数を維持し、運転手の労働時間削減にもつなげている。加えて、国は交通結節点の整備やバスタプロジェクトを進め、多様な交通モードを円滑につなぐモーダルコネクトの強化を図っている。

都市の更新は、交通機能だけでなく、歩行者空間、無電柱化、水辺空間、みどりの活用などと一体的に進めることで、防災性や回遊性、滞在快適性の向上につながる点が重視されている。

図15-2-1 「幹・枝・葉の交通」のイメージ図



国土交通省「令和7年版 国土交通白書」

図15-2-2 かわまちづくり（東京都多摩市）



国土交通省「令和7年版 国土交通白書」

地域交通の維持確保・交通空白対策

地域交通は、買物、通院、通学など日常生活の基盤であるが、国土交通白書では、運転手不足と需要減少が重なり供給制約が深刻化している。

バス運転手数は2021年の11万6千人から2030年には9万3千人まで減少し、2022年の輸送規模を維持するには2030年時点で3万6千人、必要人員全体の28%が不足すると推計されている。実際に主要路線バス事業者の約8割が減便・廃止を実施しており、路線廃止延長も増加傾向にある。

国はこうした状況に対し、「交通空白」の解消を重点施策に位置付け、地方運輸局による伴走支援、官民連携プラットフォームの構築、公共ライドシェア、日本版ライドシェア、オンデマンド交通、貨客混載、スクールバス混乗など、地域の輸送資源を総動員する方針を打ち出している。骨太方針2025でも、交通空白解消の集中対策や地域交通リ・デザインの全面展開が明記された。

大都市部においても、時間帯やエリアによる需給の偏在、観光地や交通結節点周辺の混雑、高齢者の移動確保などが課題となりうるため、既存路線の単純維持だけでなく、輸送資源の再配置や柔軟な移動手段の確保が重要になっている。

図15-3-1 バス運転手将来推計と不足見込み



国土交通省「令和7年版 国土交通白書」

図15-3-2 公共・日本版ライドシェアのイメージ



交通DX・自動運転・新モビリティ

国は、担い手不足への対応と地域交通・物流の持続可能性向上のため、交通DXと自動運転の社会実装を加速している。

令和7年版国土交通白書では、一般道の自動運転について、全都道府県で通年運行の計画策定又は実施を目指し、初期投資支援や伴走支援を進めている。実装事例として、岐阜市では中心市街地で自動運転バスの継続運行が進み、利用者6万人超、運行6,600便超の実績を持つ。

また、全国初のレベル4路線バス営業運行や、鉄道におけるGOA2.5の導入など、自動運転は実証段階から実運用段階へ移行しつつある。物流分野でも、新東名の一部区間で自動運転トラック実証が進み、路車協調システムや自動運転車優先レーン、自動物流道路など、幹線輸送の省人化に向けた取組が具体化している。

情報通信白書でも、AI技術の爆発的進展や、社会基盤としてのデジタル領域の拡大が指摘されており、交通分野でもデジタル技術の社会実装は不可避となっている。一方で、自動運転の本格普及には、通信基盤、道路・信号インフラ、制度整備、利用者受容性の確保が不可欠であり、単なる実証で終わらず、継続可能なサービスや経営改善に結びつく形で導入することが重要である。

図15-4-1 自動運転に係る全都道府県での初期投資支援に係る取組



国土交通省「令和7年版 国土交通白書」

図15-4-2 XXX

自動化レベル	乗務形態のイメージ
GOA0 目視運転 TOS	 運転士(および車掌)
GOA1 非自動運転 NTO	
GOA2 半自動運転 STO	 運転士 <役割> 列車起動、緊急停止操作、避難誘導等
GOA2.5 緊急停止操作等を行う係員付き自動運転 ※IEC及びJISには定義されていない 日本が独自に設定したレベル	 運転士以外の係員が列車の front に乗務 <役割> 緊急停止操作、避難誘導等
GOA3 添乗員付き自動運転 DTO	 列車に乗務する係員 <役割> 避難誘導等
GOA4 自動運転 UTO	 係員の乗務無し

GOA: Grade Of Automation
TOS: On Sight Train Operation, NTO: Non-automated Train Operation, UTO: Unattended Train Operation
STO: Semi-automated Train Operation, DTO: Driverless Train Operation
※IEC 62267 (JIS E 3802): 自動運転都市内軌道旅客輸送システムによる定義
(IEC: 国際電気標準会議 (International Electrotechnical Commission) 電気及び電子技術分野の国際規格の作成を行う国際標準化機関)

国土交通省「令和7年版 国土交通白書」

みどり・脱炭素・気候変動適応

国は2050年ネットゼロの実現に向け、まちづくり、交通、住宅、インフラ管理を通じた脱炭素化を進めている。

東京都は「2050東京戦略」及び「ゼロエミッション東京戦略 Beyond カーボンハーフ」により、2035年までに温室効果ガス排出量を2000年比60%以上削減し、再生可能エネルギー電力利用割合60%以上を目標としている。都内の再エネ電力利用割合は2023年度23.7%、太陽光発電設備導入量は80.1万kWに達しており、太陽光、Airソーラー、蓄電池、ZEV、水素等の導入を拡大している。加えて、気候変動適応では、東京都気候変動適応計画に基づき、熱中症、豪雨、土砂災害、水資源、自然環境などの分野で対策を展開している。

特に、クーリングシェルターの整備や東京暑さマップの発信、遮熱性舗装等の取組が進められている。みどりの分野では、保全地域の拡大、NbS（自然を活用した社会課題解決）、グリーンインフラの導入を進めており、景観形成に加え、ヒートアイランド対策、雨水浸透、防災減災、都市の魅力向上に資する都市基盤として再評価が進んでいる。

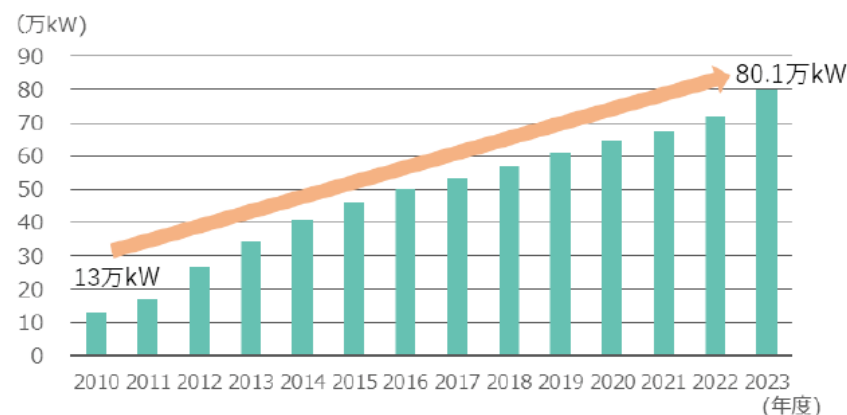
脱炭素とみどりを一体で進めることが、今後の大都市政策の基盤となっている。

図15-5-1 都内における再エネ利用割合



東京都「ゼロエミッション東京白書2024」

図15-5-2 都内における太陽光導入量の推移



東京都「ゼロエミッション東京白書2024」

自治体経営・DX・デジタル行政基盤

人口減少と人材不足が進む中、国は自治体経営の持続可能性を確保するため、DXを行政基盤の中核施策に位置付けている。

地方財政白書では、自治体DX推進計画、都道府県と市町村が連携したDX推進体制、フロントヤード改革、情報システムの標準化・共通化を重点取組事項として示している。

あわせて、物価高や人件費増への対応を含め、令和8年度地方財政計画では、地域デジタル社会推進費1,500億円やデジタル活用推進事業費の拡充が盛り込まれている。さらに、地方公務員の需要に対する供給充足率は2045年に全国平均で8割程度まで低下する見込みであり、行政サービスの提供体制そのものの見直しが必要とされる。

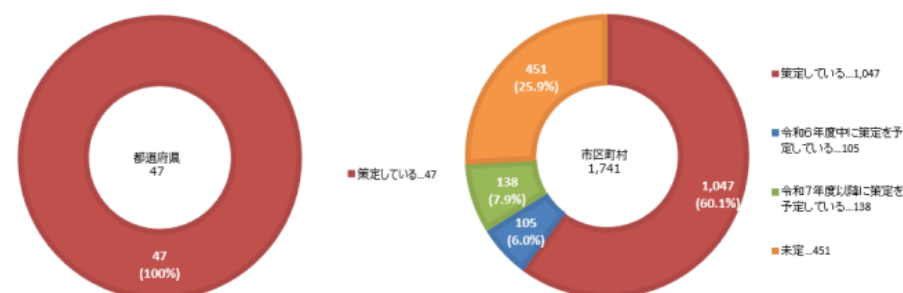
東京都では、GovTech東京が東京都庁と62区市町村を結ぶDX推進プラットフォームとして、共同調達、区市町村伴走支援、保活ワンストップ、東京都公式アプリ、生成AIプラットフォームなどを展開している。協働事業は全62区市町村が利用しており、都と区市町村が人材やツールを共有することで、東京全体のDXを底上げしている。

DXは単なるシステム導入ではなく、窓口の利便性向上、手続簡素化、職員負担軽減、データに基づく政策形成の高度化を通じて、限られた資源で質の高い行政サービスを維持するための手段として捉えることが重要である。

図15-5-1 自治体DXを推進するための全体方針の策定状況

1 全体方針の策定

都道府県では全団体、市区町村では1,047団体（60.1%）が策定している。



総務省「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画【第5.0版】」

図15-5-2 東京アプリの将来像

